

平成20年第3回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成20年9月24日(水曜日)

議 事 日 程 (第2号)

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第81号 四万十町副町長定数条例の一部を改正する条例について

第3 議案第82号 四万十町監査委員条例の一部を改正する条例について

第4 一般質問

~~~~~

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第4まで

~~~~~

出 席 議 員 (25名)

1 番	吉 村 アツ子 君	2 番	岡 峯 久 雄 君
3 番	弘 瀬 則 彦 君	4 番	島 岡 幹 夫 君
5 番	山 岡 義 正 君	6 番	緒 方 正 綱 君
7 番	橋 本 保 君	8 番	山 上 利 嗣 君
9 番	岩 井 優之介 君	10 番	田 邊 哲 夫 君
11 番	松 下 和 孝 君	12 番	林 健 三 君
13 番	酒 井 祥 成 君	14 番	下 元 昇 君
15 番	竹 内 常 喜 君	16 番	田 邊 幹 男 君
18 番	堀 本 伸 一 君	19 番	梶 原 政 利 君
20 番	田 邊 客 子 君	21 番	牧 野 利 恵 子 君
22 番	味 元 和 義 君	23 番	宮 地 章 一 君
24 番	氏 原 郭 君	25 番	宮 崎 南 海 男 君
26 番	池 本 公 夫 君		

~~~~~

欠 席 議 員 (1 名)

17 番 戸 田 健 彦 君

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

|        |        |             |        |
|--------|--------|-------------|--------|
| 町長     | 前田哲生君  | 副町長         | 高瀬満伸君  |
| 会計管理者  | 永井立一君  | 林業政策監       | 田辺由喜男君 |
| 総務課長   | 浜田好清君  | 企画課長        | 武内文治君  |
| 管財契約課長 | 佐竹節文君  | 税務課長        | 山本靖君   |
| 町民環境課長 | 市川敏英君  | 健康福祉課長      | 岡澄子君   |
| 農林水産課長 | 中尾博憲君  | 商工観光課長      | 森芳明君   |
| 建設課長   | 武市逸夫君  | 上下水道課長      | 伊藤哲郎君  |
| 教育委員長  | 宮崎勲君   | 教育長         | 水間淳一君  |
| 教育次長   | 長谷部文男君 | 教育次長兼学校教育課長 | 渡部睦君   |
| 生涯学習課長 | 山本弘光君  | 農業委員会事務局長   | 武内洋介君  |
| 代表監査委員 | 奥宮敏男君  |             |        |

太正総合支所

|            |       |        |      |
|------------|-------|--------|------|
| 支所長兼地域振興課長 | 清水正一君 | 町民生活課長 | 柴久幸君 |
| 産業建設課長     | 下藤広美君 |        |      |

十和総合支所

|            |       |              |       |
|------------|-------|--------------|-------|
| 支所長兼地域振興課長 | 林伸良君  | 町民生活課長       | 杉内和一君 |
| 産業建設課長     | 岡本順一君 | 十和医療福祉センター所長 | 酒井寿哉君 |

～～～～～～～～～～～～～～～～

事務局職員出席者

|        |       |    |      |
|--------|-------|----|------|
| 議会事務局長 | 今村茂君  | 次長 | 田辺卓君 |
| 書記     | 竹内寛子君 |    |      |

～～～～～～～～～～～～～～～～

午前9時34分 開議

○議長（味元和義君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、平成20年第3回四万十町議会定例会第7日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより会議順序に従い会議を進めます。

本日の会議に17番戸田健彦君から欠席届があっております。

報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

9月18日に第3回定例会の会議録署名議員として17番戸田健彦君を指名しましたが、所用のため欠席でありますので、本日の会議録署名議員に18番堀本伸一君を追加指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第2 議案第81号四万十町副町長定数条例の一部を改正する条例について、日程第3 議案第82号四万十町監査委員条例の一部を改正する条例について、以上議案第81号から議案第82号までの2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） この定数改正、若干お伺いをしておきたいというふうに思います。四万十町が合併をしてから2年6カ月が経過をしたことになりましたが、大変広大な地域になっております。そうした中で、副町長の役割というのは大変大きなものがあつたかというふうに思います。そうした中で、それぞれ事務分担があるわけですが、甲把副町長の場合には政策企画あるいは新町の建設計画、そういったもろもろの渉外的なことも含めて、渉外交渉も含めて大変な役割があつたかというふうに思っております。そういう中で、今回1名減になるということは、大変そういう意味でもいろんなところに支障が出てくるのではないかなというふうな印象を持っております。そういう中で、町民に与える影響、そういったものを執行部としてどう考えているのか、その点についてお伺いします。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 私のほうからお答えをしたいと思います、今回の甲把副町長の退任というのは、私としても少し意外なところもございましたが、事情やむを得ないということで承認をしたところでございます。

問者おっしゃいますように、これまで副町長二人制ということで、それぞれ役割分担をしてやってきてもらったところでございますが、甲把副町長退任後新たにまた副町長を任命をすると、そういう状況にはないと思いますので、今回この条例を提案をしたところでございますが、副町長一人制ということに以後なるわけでございますので、高瀬副町長には甲把副町長が担った役割についてもやってもらうということにならざるを得ないというふうに思います。広い町面積を抱え、また合併直後の基盤づくりを進める中で、なかなか大変だろうというふうに思いますけれども、高瀬副町長には頑張ってくださいたいと、町民への影響についても最小限に食いとめるというような方向で、今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（味元和義君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） 大変高瀬副町長には今後荷がかかってくるかなというふうに思います。そういう中で、十和、大正において地域に支所に出向いていってもらっているわけですが、今後そういった点も含めてどうなっていくのかなという心配もしております。

今後の体制について、やはりきちっとした体制づくりをしていただいて、やはり住民に影響のないような体制をつくっていかなくてはならないんじゃないかなというふうに思います。特に、まだ後半あと2年近くあります。そういう中で、やはり住民が一番心配しているところが、新しい四万十町をどうしていくのかというその大事な時期でありますので、その辺の決意をきちっとしていただいてやっていただいたらというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 9月から副町長一人制ということでございます。今まで甲把副町長と私のほうで業務の分担、地域の分担ということで行ってまいりました。総合支所のほうには週2回の駐在日も設けてきたわけです。大変不十分ではございましたけれども、そういった形で地域の声を執行部のほうにということで取り組んでもまいりました。これからその面が、定期的な常駐はできないわけでございますが、業務が落ちつけばできるだけ総合支所のほうにも足を運んでいきたいというふうに思っているところでございます。

また、支所の職員、そして議員さん、住民の皆さんからも適宜情報をいただきたいというふうにお願ひもしておきたいと思ひますし、今後支所長の権限の強化ということも含めまして、両総合支所、両地域の振興も図っていききたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

(7 番橋本 保君「はい、いいです」と呼ぶ)

○議長(味元和義君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(味元和義君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 81 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(味元和義君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 81 号四万十町副町長定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この表決は挙手により行います。

議案第 81 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(味元和義君) 挙手多数です。したがって、議案第 81 号は原案のとおり可決されました。

これより議案第 82 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(味元和義君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 82 号四万十町監査委員条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第 82 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(味元和義君) 挙手多数です。したがって、議案第 82 号は原案のとおり可決さ

れました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第4 一般質問を行います。

一般質問は、発言通告書受け付け順に従い発言を許可することにします。

1 2 番林健三君の一般質問を許可します。

1 2 番林健三君。

○1 2 番（林 健三君） ただいま議長のほうから許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回一般質問は、お久しぶりに教育問題と農業振興ということで、2点について一般質問をしたいと思います。

中高連携教育でございますが、土佐の教育改革の一環である中高連携教育も、平成8年4月1日から始まり、今年度で12年目になるわけですが、教科活動では、英語について教員相互交流によるチームティーチングの実施、それから数学では習熟度別授業の実施を行っているわけですが、その成果をお聞きいたしたいと思います。

○議長（味元和義君） 長谷部教育次長。

○教育次長（長谷部文男君） お答えしたいと思います。

四万十高校、大正地区それから十和地区の中学校との連携教育におきましての授業の効果ということのお尋ねでございます。

今問者がおっしゃいましたように、今学校におきましては、数学、国語、それから化学、美術、音楽、社会といったような形で、当初からいいますと、かなりそういう内容も増えてきております。特に社会におきましては四万十概論という科目、これは四万十高校につきましては自然科学コースが設定をされておりますので、それに伴って取り組みを行っておるというように聞いておりますが、そういった形で、いわゆる四万十川の自然に対する取り組みとか、そういった形で高校のほうにつきましてはいろんな成果も上がっております、今高校生によります四万十……

（「あれ何やったか」「若者」と呼ぶ者あり）

若者……

（「若武者……」と呼ぶ者あり）

若……

（「若武者……」と呼ぶ者あり）

何やった。

（「えっと、忘れてしもうた」と呼ぶ者あり）

忘れた。という形で、高校生みずからがそういう地域の自然に対する思いを一般住民に広く伝えるというような形で、大きなそういう成果も上げておるといふふうに聞いております。

○議長（味元和義君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） 今次長のほうから話がありましたように、年度別にこの学習態度も変わっていると思います。去年度の場合に、英語を取り入れてるということでございます。ことしは、先ほど次長のほうから話があったように、数学、国語、それから社会、理科とか音楽、美術とか、そういう中のまた総合学習ということをやっているようでございます。

各学校においてどのような学科や特色のある教育をするのか、また教育課程の研究、指導については、教育目標に6年間を見通したカリキュラムを上げ、各教科ごとの研究会も順次開催していると言っていますが、それについてやっているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（味元和義君） 長谷部教育次長。

○教育次長（長谷部文男君） お答えをしたいと思います。

今それぞれ学校におきましては、中学校と高校とそれぞれ先生方が授業交流という形で出向きまして、その中で、今言いましたような形でそれぞれ設定をいたしまして、中高6年間を見通した、そういうカリキュラム、そういったものを組みまして、その中で継続的な形で授業に取り組んでおるといふように聞いております。

○議長（味元和義君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） それで、中高一貫教育のあり方は、今学力試験を行わないということですが、入学は連携型中高一貫教育に係る特別選抜ということで、面接と作文に加えて、中学校からの報告書と学習成績書一覧表によって合格者を決定しているようですが、その点についてお聞きをしたいと思います、試験がないということで。

○議長（味元和義君） 長谷部教育次長。

○教育次長（長谷部文男君） お答えしたいと思います。

ただいま問者からご質問がありました連携高校につきましては、問者がおっしゃいます

とおり、今面接と、そして、もともとは作文と面接だけでございましたが、面接は当日問題を発表して、そこで書いてもらうという作文方式でございましたが、平成15年に連携高校の協議会の中でいろんな先生方と協議を行いまして、単なる作文ではだめだということで、やはり授業の取り組みの一環が、そういったものが成果としてあらわれる方法ということで、今四万十高校のほうで取り組んでおりますふるさと学習、地域の自然を見直す、そんな学習をやっておりますが、ふるさと学習に関する3年間の取り組みを、そういったレポートを提出をしていただくということで、そうなることによって、その3年間の子供のその取り組み、それから自分の意見の発表の仕方、そういったものがわかると、そういったことで、それを一定そういう参考の、教科に一定かわる分野ということを確認しまして、面接とそういうレポートという形でやっておるというふうに聞いております。

○議長（味元和義君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） それで、次長、その不安というのはないということですね、保護者からの。

○議長（味元和義君） 長谷部教育次長。

○教育次長（長谷部文男君） お答えしたいと思います。

直接私どものほうで保護者からの直接そういった声は聞いてはないですが、この連携のいろんな協議会の会をする機会もございまして、そういった中で、一定保護者等から、いわゆる試験なしで高校へいわばストレートに上がれるというのはどうかなという、そういった一定学力、意欲も低下といたしますか、学習意欲の低下といたしますか、そういったものについての不安と、そういうものは一定あるというふうな話も出ております。

○議長（味元和義君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） 今次長の話がありましたが、私も保護者のほうから、ちょっと不安があると、試験がないからという話を聞いております。

この中高一貫教育は、もともと旧大正町、十和村の4校で始まった事業でございます。四万十町として合併しまして2年と6カ月ぐらいたつわけでございますが、ここには四万十高校と窪川高校という高等学校があります。これについて、今適正規模の問題も、きのうの新聞でしたかね、出ておりましたが、いずれ統合ということで、各旧の町村に1校だけしか残らんような話も聞いておりますが、これについて、今後旧窪川町の窪川高校含めた連携教育をやるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 水間教育長。

○教育長（水間淳一君） 今のお答えをしたいと思います、高等学校のことも十分話し合いとか意見を聞かなくてはなりません。義務教育の分野でしたら、私たちのほうで担当しておりますので、一定方向も出せますが、やはり高等学校のほうと今から協議をするということも必要ではないかと、このように思います。四万十高校が一貫教育をしておりますので、おっしゃられましたように、旧の大正、十和のほうで行っておりますので、やはり一つの町ということで、窪川高校もそうしたらどうかというふうなお話でございますので、今から話し合いとか検討の余地は十分残されておると、このように考えております。

○議長（味元和義君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） いろんな形で今県立の高等学校の話をしておったら大変なこともかもしれません。私とこは町立でございます中学校と高校の関係があると思いますが、いろいろ高知新聞の記事の中にも高校時代、高校廃校時代が本格化ということが打ち出されております、県教委のこれ新聞でございますが。いろんな形で、今少子化の時代でございます。生徒も減っているでしょう。ですから、この中高連携教育をもとにして、四万十高校、窪川高校が最後まで残れるような施策をしていただきたいと思いますので、その辺をよろしくお願いします。

それで、最後になりましたが、これは町長にお聞きしたいと思います。町長も窪川高校の卒業生、私は大正高校、今四万十高校になっておりますが、卒業生でございます。その中で生き残るには、いろいろな事業をやっていると思います。今回の決算書の中でも、高幡地区の海外派遣事業、66万円何ぼでしたかな、事業がのっておりますが、旧大正町の時代に、中学海外派遣事業ということでオーストラリアのほうへ行った事業がありました。それにいろんな形で、中高連携で英語の弁論大会、中学校と高校生の事業で弁論大会を開いているようでございます。そういう意味も、中高連携を含めた意味で、海外派遣、今韓国のほうへ行かせているようでございますが、その中で窪川高校、四万十高校で1名ないし、中高連携の目玉として行かすつもりはないか、町長にお聞きをいたします。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 町長への事前の通告がありませんでしたので、ちょっとお答えをしにくいところでありますが、問者おっしゃいましたように、合併前の旧大正町におきましては、中高一貫教育の一環として、高校生をオーストラリアへ中学生ともども派遣しておるということは聞いております。ご案内のとおり、町内には四万十高校、窪川高校2校があるわけでございますので、今後高校生を加えた派遣をするということになれば、四万

十高校だけということにはまいらないであろうというふうに思いますし、またオーストラリアへの語学研修派遣については、現在のところは高幡広域の事務組合で中学生を対象にやるということで、町としては独自にやっていない。韓国への派遣ということに切りかえておるわけです。そういうことももろもろございますので、さらには財政的な問題もあらうかと思いますが、なお関係者のご意見もお伺いをしながら検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） 今町長のほうから答弁がありましたが、検討課題であるというように話がありましたが、ぜひとも実現に向かってやっていただきたいと思います。それによって中高連携のよさ、またいろんな面が出てくると思いますので、よろしく願いたいと思います。

2点目であります、児童の登下校問題でございますが、先般の新聞でも、千葉県、福岡県、千葉のほうでは5歳になる女の子が連れ出されて殺害され、また福岡では男の小学1年生の男の子が実の母親に殺されたという報道がありました。痛ましい事件が起きたわけでございますが、子供たちは常に命の危険にさらされ、安心して外を歩いていられない現状ですが、いつ起こるかかわからない、学校、家庭、地域一体となって取り組むべきでございますが、教育委員会として2学期を迎えどのような対策をしているかお聞きをいたします。

○議長（味元和義君） 長谷部教育次長。

○教育次長（長谷部文男君） お答えしたいと思います。

先ほど問者がおっしゃいましたとおり、先日来いろんな報道関係で報道されております。福岡の件、千葉の件、本当に痛ましい事故という形で委員会のほうもとらえております。なお一層委員会としましても、この現状を踏まえまして、新たな取り組みもしていかなければならないというような形で考えておるというところでございます。

お尋ねの件の不審者対策でございますが、これにつきましては、今までもだんだんの議員さんからもご質問もあっております、お答えもしておりますが、まず学校関係につきまして、それぞれの取り組みをまずやっていただいております。

まず、学校につきましては、集団の登下校、これがやっぱり個人一人で帰るよりは集団で登下校するというのが、やっぱり犯罪防止に役立つというように思っております。学校のほうにつきましては、できる限り集団登下校を行うと、そして集団登下校ができない場

合につきましては、できるだけ2人以上の組で帰らすとか、それからまた下級生につきましては、上級生の授業が終わるのを待って一緒に帰るとかいろんな形で学校につきましては、そういう児童一人で単独でなるだけ行動させないと、それからまたある学校では、低学年につきましては教員が一定のところでずっとついて行って下校の手助けをすると、そういったような対応もしております。いろんな形で学校のほうも取り組みをしておるところでございます。それからまた、学校だけじゃなしに、学校もやっぱり地域との連携もとりまして、やっぱりその地域のほうで住民による見守り隊というような形を結成していただくとか、それから学校ではついでパトロールといいますか、そういう住民の方に散歩するついでに児童を見守っていただくとかというような形で、地域との連携したそういった取り組みも学校のほうでは取り組んでおります。

また、教育委員会としまして、平成18年度からは、高知県の教育委員会が行っておりますスクールガードリーダー、これにつきまして本年四万十町におきましても3名のスクールガードリーダーを配置をしていただきまして、昨年度までは2名で、一部の学校でございましたが、本年度から全校を対象にスクールガードリーダーが登下校時に出向きまして、そこで児童の安全対策を、見守りを行うという形の取り組みも行っておるところでございます。

それからまた、毎月第3木曜日を「3木の日」という形で、警察等々と連携をいたしまして、朝の登下校時にそれぞれ街頭等で補導を行いまして、児童・生徒の登下校時の安全対策を行っておるとこのような形で、今そういった形でいろんな、学校、地域、それから関係機関、いろんな形で取りまとめてやっておるところでございます。

また、今新たな取り組みとしまして、携帯電話を使ったいわゆるタイムリーな情報提供という形も、今ある一定業者のほうから提供も含めまして、今それも検討しておるところでございます。保護者のほうからある一定登録していただいて、登録された保護者のほうや学校のほうからいろんな不審者情報、ファクスで警察へ出しますと、警察がそのセンターへ行きまして、そのファクスの内容がそのまま保護者に伝達できるといったような不審者情報のタイムリーな情報の提供と、そのような形も今後取り組んでいけば、より児童・生徒の安全も守れるんではなかろうかというような形も考えておるところでございます。

そういったことで、やっぱり今言いましたように、そういった事件が起きております。県からもそういった文書も来ておりますので、また2学期、早急な校長会もございまして、校長会等通じまして、特に児童・生徒の安全対策という分については、委員会として

も声を大にして取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） いろんな形で地域の連携、スクールガードリーダーというような話から、第3木曜日でしたか、警察との連携もやってるということでございますが、これはちょっと新聞ネタを使わせていただきたいと思います。これは私の四万十町の隣の四万十市のほうで、児童連れ去り未遂頻発ということで、旧の中村市内のほうで6件ぐらい起きております。その中で、登下校中に、「車に乗らないと殺すぞ」と、「道を教えて」、「お菓子を買ってやる」、それから「お母さんが倒れたから連れて行ってやる」とか、それからこれは他町のほうの話ですが、小学生の男の子にわいせつという問題がこの新聞記事に載っております。そして、中学校の部では、夜間クラブをして帰りゅうのに、女の子にスプレーをかけて女の子の体にさわったとかというような事件が起きております。この窪川管内では、そういうあれはないですか、それをお聞きいたしたいと思います。

○議長（味元和義君） 長谷部教育次長。

○教育次長（長谷部文男君） 四万十町の中でそういったような事件がなかったかということでございますが、今までも何件かそういう不審者による児童・生徒への声かけというものはあっております。ここ、ことしについては、そういった報告はされておきませんが、過去におきまして、そういう道を尋ねるとか、そういった形で、子供は危険を察してずっと逃げたというようなケースも報告はあっております。それで、そういった声かけで、児童がとっさの機転をきかして逃げたということで大事には至ってはないですが。学校のほうにおきまして、指導の中で、知らない人から声をかけられた場合については取り合わない、ずっと帰る、逃げるとか。それから、今そういう、チョコちゃんの店とかいろいろ駆け込み、いろんな事業所、そういったとこ、散髪屋さんとか、いろんなとこで店屋の方にご協力いただきまして、いざというときに緊急避難できる110番の家と、そういったようなもんも、いろいろ住民の協力もいただいておりますので、そういったようなものも児童・生徒に配りまして、いざというときにはこういうとこにこういう緊急避難できるところがありますというような形も指導しておりまして、そういった形でいざというときには避難をすると、そういったような体制もとっておるというふうなところでございます。

○議長（味元和義君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） 大きくこういう新聞ネタも出ておりますので、起きてはならないことが現実に関起きているわけですね、全国各地で。そういうことで、2学期も始まったばかりということで、いろんな形で連携をとって、ぜひともこういうことがないような四万十町にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、不審者対策でございますが、この問題についても、大阪の淀川市でしたかね、小学校で起きた殺傷事件がありました。開かれた学校づくりということで、保護者の方々の出入りがあり、町民の皆様のご協力を得ながら、不審者に対する学校、先ほど次長から話がありましたが、警察へを基本に安全管理に努めていると思いますが、計画どおりできているのか、また不審者への応対の方法の訓練や地域との連携など、教員、子供たちも、いざというときに対して日ごろから取り組みができているかお聞きをしたいと思います。

○議長（味元和義君） 長谷部教育次長。

○教育次長（長谷部文男君） お答えしたいと思います。

まず、いざというときには、やはり口、それから本で習っただけではなかなか対応できないということでございまして、今四万十町の全小・中学校につきましては、警察の協力をいただきまして、毎年1回は最低はその防犯教室、それをやるということで、実際警察の方に来ていただいて、犯人役になっていただいて、そこでそういう実際の行動、現場で再現すると、その学校の対応、いざこうやというような形のそういう防犯教室、そういったものも、その学校の教職員だけでやる場合もありますし、参観日、そういったところを利用して、父兄も含めてそういう防犯教室を開催するといった形で、学校によってはいろいろそういうそれぞれの取り組みをしております、やはりふだんからそういった実践的な取り組み、それが必要だというふうに考えておりますので。

なお、これにつきまして、今後一層、学校のほうへは、そういった面については指導を強化していきたいというふうに思っております。

○議長（味元和義君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） 今話がありました。訓練はしているということでございます。いろんな形で、この新聞ネタばかり使わせてもろうて失礼でございますが、さすまたというような、U字に、Uになったような、人間の首っ玉押さえるような器具があるようで、そういうもんも各学校には備えていると思いますので、そういう訓練も日ごろから教職に対しても指導していただくようお願いしたいと思います。

そして、教育問題は終わらせていただきまして、農業振興に移らせていただきます。

耕作放棄地がどれぐらいあるのかということで、現在田畑に作物を植える予定がない耕作放棄地が増えている。１９８５年に１３万５，０００ヘクタールだった放棄地は、２００５年には３８万６，０００ヘクタールと、埼玉県、滋賀県等の面積と同じ規模に達しているわけでございます。今後もまた拡大し、食料自給率が逼迫する中、緊急時の安定供給に影響を与えるおそれがあるわけでございますが、四万十町において耕作放棄地はどれぐらいあるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

本町内の耕作放棄地の面積につきましては、２００５年の農林業センサスの結果によりますと、農家、土地持ち非農家合わせまして１２７ヘクタールという統計調査になっておりますが、その中で、問者が申し上げましたように、実際耕作可能な土地がどれぐらいあるかというのは、ちょっと今のところ疑問なところですけども、そういった永年性の果樹とか、そういった林地とか、そういったものを今回除きますと、かなりの部分が減少するものと思われま。

以上でございます。

○議長（味元和義君） １２番林健三君。

○１２番（林 健三君） １１７ヘクタールでしたかね。

（「１２７」と呼ぶ者あり）

２７、はいはい。あるということでございます。いろんな形でこの放棄地についてはいろんな問題が出ております。放棄地の発生理由が一番の断トツというのは、高齢化による労働力の不足、２番目に農産物の価格の低迷、３番目に農地の受け入れ手がないと、そして４番目に生産調整、５番目に基盤整備が進んでないというような条件がこの中で出ておりますが、本町においてもこれについてどういう形をとっていかお聞きをしたいと思ひます、まず。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

私も所管する課の状況をちょっとお伝えしながらご説明申し上げたいと思いますが、今問者のほうから高齢化とか米の価格の低下とか、それぞれ理由がございすが、今後はやはり集落機能の維持そのものをやっていかなければならないと思ひます。確かに窪川、

大正、十和は、それぞれ旧の町村については特徴がございますし、それにまた合った振興策を推進しなきゃならんと思っていますが、まずは現在推進されております中山間地域等直接支払制度の一層の導入を図っていったって、集落内でのやはり連携、協調、共同作業の実施、そういったもので低コストを進めながら、新たな担い手の就農できるスペースづくりをしていきたいというふうに思います。

加えて、基盤整備、これ担当課がちょっと違いますけれども、我々としても可能な限り、県営事業は余り導入の見込みが、今後、今の1件でないようでございますが、今後せま直しも十分地元と協議をしながらやっていってきたいというふうに考えております。

最終的な収益性の問題でございますが、収益性の問題につきましては、今ちょっと話されますけれども、原油の高騰とか肥料とか、そういったコストの大きな増加というのが、今本当に地域農業を危惧する問題になっておりますので、そういった栽培技術のほうもJ Aともども、やはり低コストで高生産の農業というのは確かに難しい部分がございますが、それをこつこつ着実に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） いろんな形で進めていただいておりますということでございますので、この新聞ネタをまず、また使わせていただきます。これはちょっと古い新聞でございますが、2004年10月9日の新聞でございます。農地の関係の、半強制的に農地貸し出しということで見出しがぱこんと出ております。これは耕作放棄地での検討ということで。この中の文章の中に、これまでもよね、市町村と農協が耕作放棄地の利用権を強制的に取得する制度はあったが、今回この新聞ネタのやつは、市町村が耕作放棄地についてはかの農家への貸し出しをあっせんするほか、所有者から協力が得られない場合は、半強制的に賃借権を設定する手法を盛り込むということを書いておりますが、この点についてうちの本町では取り組みをしているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

強制的な執行がされたかということでございますが、本町ではそういった事例は、J Aとも確認しましたけれども、ありません。で、県のほうを確認しましたところ、高知県内においても、こういった制度の行使はされていないということでございまして、担当者の段階

におきましても、その内容等については十分な認識がされてないということでございます。ですから、私としてはこういった半強制的なということは、審議会の新聞の中の意見にもございましたが、現状にはそぐわないというふうに理解をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） 高知県、四万十町でもこういう事例はないということでございますね。また、この新聞ネタを使わせていただきます。これは最近の新聞ネタでございます。2008年8月27日の新聞ネタでございますが、耕作放棄地の再開に交付金ということで出ております。この役目は、市町村や農業委員会は営農をすぐに再開できるかなどの放棄地の状況を調査中で、この結果を踏まえ、市町村が本年度中に解消計画を作成することになってるということをうたっておりますが、この点についてお聞きしたいと思えます。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） お答え申し上げます。

解消計画についてのご質問と思いますが、現在農業委員会のほうで、8月から9月末にかけて、農業委員さんを中心に調査を行っております。その結果、それを集計をさせていただきまして、解消計画をつくるということになっております。その後、先ほど申されました耕作放棄地の再生利用緊急対策交付金というのが使われるようになっておると承知しております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） この問題も国のほうも、2009年度予算概算要求に230億円という莫大な金をつぎ込むような計画でございますので、その辺もあわせて、いろんな調査中ということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

そして、また古いネタを使わせてもらいたいと思いますが、これは旧の大正町のときの一括表でございます。その中で、私のこの調べた中で、農業を拡大したいという人間と、あと貸し出したいとか売りたいというような人が、中には死亡している方もおります、このデータの中には。特に多いのが、拡大したいというほうがパーセント的には多いわけでございますが、これは町外を問わないということをうたっているわけですが、そういうこ

とを農業委員会ではあつせん事業に対してやっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 農業委員会事務局長武内洋介君。

○農業委員会事務局長（武内洋介君） ご質問の部分でございますけども、今年度農業委員会のほうで農家意向調査というのを11月ごろに実施をしようということで、今準備を進めております。で、それは農地のそういった流動化の意向を農家の方から十分聞きたいということで、本町で約3,200戸ほどの農家のほうに調査しまして、今年度それをまとめたいというふうに思っております。

あつせんにつきましては、農林水産課のほうと連携をしまして、農地の流動化の事業の一環として利用権また所有権の設定等を順次年間進めております。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） いろんな形で進めていただいているようでございます。その中で、農地取得、私ちょっと昔のこれ、本、今も変わってないと思いますが、その中で農地を取得する際、Iターン、Uターン、いろんな形がまた出てくると思います。そういう形で、農業委員会の事務局として窓口となって、このいろんな資金制度があるわけですね、この流動化に対してのよね、資金、特別事業、いろんな形で、2億円とか1億円ぐらい借れる、この中には移動適正あつせん事業とかよね、いろんな事業があるようでございますが、その辺の、もし出てきた場合にはね、すぐに融資、保証人ももちろん要るでしょうけど、農業委員を通じてその辺ができるか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） 新規就農、IターンとかUターン、それ含めてのちょっと土地の手当てをどうするのかというようなことでございますが、その制度資金的には、現在農業制度資金が拡充をされています。1例申し上げますと、認定農業者で取得、認定農業者は認定を受けないかんわけですけども、そういったことで申請されれば、融資制度がございます。国営農地の売買事例もございますが、それに対して町が、現在0.135%上乗せの利子補給制度しながら、そういった土地の流動化、就農者の育成、そういったものに努めているのが現状でございます。私ども所管して、今それが一番利用が多いという制度資金でございます。

○議長（味元和義君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） いろんな融資があるようでございますので、今課長が言ったよ

うに、0.135でしたか。

(建設課長武市逸夫君「はい」と呼ぶ)

そういう制度もあるようでしたら、またいろんな形で、Iターン、Uターン、また先ほど言ったように、農業を拡大したいという人間もおるようでございますので、ぜひともそういうところにうまくこと乗せて、流動化の関係、また耕作地ができるような方向とっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

そして、2番目の基盤整備でございますが、旧大正町では多分90何%、今旧窪川町、十和村で基盤整備が行われておるわけでございますが、進捗率、そしてどれぐらいあとかかるのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長(味元和義君) 武市建設課長。

○建設課長(武市逸夫君) 基盤整備の進捗率でございますが、先ほど言われましたように、旧大正町では86.4%、19年度末の数字でございますが、そして旧窪川町で74.3%、旧十和村で64.9%、四万十町全体では74.5%となっております。

あと、どれくらいかかるかということでございますが、今後国庫補助事業等で予定されておる事業が、現在出ているところで1地区でございます。県営事業で旧窪川町区域の中山間地域総合整備事業で、圃場整備の面積といたしましては約85ヘクタールの整備計画を立てておるところでございます。これは平成21年度から26年度までの県営事業としての計画でございます。

以上でございます。

○議長(味元和義君) 12番林健三君。

○12番(林 健三君) 今課長のほうから話がありましたが、74.4%、全体で、そういうことですね。その中でも、先ほど言ったように、耕作放棄地の中に基盤整備が、5番目にこの問題が出ているわけです。ぜひともこのパーセントを上げていただくようにお願いしたいと思います。

そして、せまち直しについては、担当課から、今年度にせまち直しを要望する農家を調査し、5年ぐらいの計画で実施する方向だと聞いたように記憶しております。その取り組みはどのような状況になっているか、また現在までに要望が来ていれば、その件数と今後の対応についてお聞きしたいと思います。

○議長(味元和義君) 武市建設課長。

○建設課長(武市逸夫君) お答えします。

せまち直し事業でございますが、せまち直し事業につきましては、本年度は大正総合支所と十和総合支所管内で、町単独事業によって要望のあった集落、農家を対象に事業を実施しております。

要望件数でございますが、これは、せまち直し事業そのものは、平成17年度までにおおむね完了しておりますが、現在予算の関係上、前年度からの積み残しを含めまして17件の要望が出ております。

進捗率、せまち直し事業そのものの進捗率でございますが、これ単年度、単年度で要望をいただいて実施する関係上、計画を立てておりませんので、せまち直し事業の進捗率としては出ておりません。

今後の対応でございますが、議員さん先ほども言われましたように、県の補助事業との整合性をとりながら採択基準などを整備して、今年度中に広報等通じまして要望量の調査を行いたいと思っております。それによりまして年度ごとの計画を立てまして、その要望量によりますけれども、3年から5年間の計画で事業を完了させたいと考えております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） 今話がありましたように、17件で、3年から5年かけてやっていきたいということでございます。そのときの多分せまち直しが今出てきてるというのは、いろんな形で、金銭関係もあったろうし、その辺のことでようせざったということが多いんじゃないかと、私なりの考えですよ、があったんじゃないかと思います。ぜひともこの件については早急に、先ほど言ったように、耕作放棄地がたくさん出ておりますので、そういうことを解消するためにもぜひともやっていただきたいと思います。

そして、3点目になりますが、後継者問題でございます。

今まで農林業ということで、農業の場合は、先ほど言ったように、融資制度、私の中には融資制度がありました。無利子、無担保150万円ぐらいの、無利子の無担保で貸してくれて、1年据え置きでしたかね、それで返還していくというような話がありました。それなりに使うと重要な金だったと思います。

そして、林業に対しては、今まで、林業やるにはチェーンソーの免許、そして集材、架線事業ですわね、やるというたら、林業架線技士という免許が要ります。そして、重機を使うには重機の免許も要ると思います。今田辺室長がやってるような作業道つけてやってるものについては重機の免許が要るわけです。もしそれがなくなるときには、労働災害に係る

あれは全然ありません、持ってない場合にはね。ぜひともそういう後継者対策。

そして、漁業に関しては船舶免許が要ると思います。そういうもんに対して手助けはできないか、お聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） 林業面の事例と漁業の船舶免許について支援はないかというようなことですが、基本的に私ども所管をいたします農林水産業の中で、農業等については、余りそういった許可といいますか、資格、有資格を必要としない分が多いですが、水産業の船舶免許については、基本的にこれは絶対なくちゃならんだろうというのがあります。まだその辺のちょっと協議はしてないですけども、やはり今回のこういった本当に厳しい中ですから、後継者の育成の支援も含めて、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） ご質問の林業の後継者問題についてお答えしたいと思います。

林業につきましては、専門的な知識と技術、経験が要ると思っております。後継者の育成につきましては、時間と経験ということで、国を中心に研修事業が現在行われております。林業事業体が緑の雇用担い手対策事業を活用し、UIターン者を含む森林の保全整備に意欲を持っている若者に対して、安全で効率的な林業の技術と技能を取得するための研修等を現在行っております。平成14年度の林野庁の補正予算によりスタートいたしまして、平成18年度に少し事業内容が拡大されまして、林業未経験者の者も林業就業支援講習や林業就業に必要なチェーンソー、それから刈り払い機等の資格を持っている方については研修対象として行っております。

本町においては平成18年度から新規事業で、窪川、大正、四万十中央森林組合さんを中心に、1年目の基本研修に17名、2年目の技術高度化研修に8名という者が該当していきまして、その研修を通じ、車両系の免許とか架線技士の免許とか小型移動式クレーンとかはい作業とか各種の免許取得に当てているようになっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） わかりました。林業のほうでは、いろんな面で施策をしている

ということでございます。農業のほうでも、この事例を挙げさせてもらいますが、今現在は四万十市になっております。西土佐のほうで後継者育成基金という事業を、積み立てて、それを後継者に限り、ハウスの、レンタルハウスじゃないですけど、ハウスの補助をやっているような事例をちらっと西土佐の関係の人間に聞きましたが、これはもう予算面が伴うわけでございます。この辺は町長に聞かにはわからないと思いますが、その育成基金というものを立てて、後継者にその辺の補助的なものをやるつもりはないか、お聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 率直に申し上げまして、お話の後継者育成基金について、私十分承知をいたしておりますが、なおそういう先進事例等も勘案をしながら、またその融資制度とかいろんな課題もあろうかというふうに思いますので、今後所管課を中心に研究をさせまして、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） 今の問題については、窪川町も農業立町、十和、大正は農業立町、立村でやってきたと思います。いろんな形で農林業というもんができております。町長が打ち出したように、「山・川・海 自然が元気です」ということを打ち出しておりますので、ぜひともこの元気を出すような事業に結びつけていただきたいと思います。

これで私の質問を……。

（建設課長武市逸夫君「建設課長」と呼ぶ）

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○12番（林 健三君） 終わりたいと思います。

○建設課長（武市逸夫君） 申しわけありません。先ほど私の答弁の中で、答弁不足のところがりましたので、つけ足しさせていただきたいと思います。

残ってる事業量17件と申し上げましたけれども、これは大正、十和管内の積み残し分も含めた件数が17件でございます。その年度計画を立てるというのは、今年度中に町内全域を、旧窪川も含めた町内全域を対象に調査をいたしまして、その事業量によって3年から5年の計画を立てていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

（12番林 健三君「どうもありがとうございました」と呼ぶ）

ぶ)

○議長（味元和義君） 12番林健三君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより10時45分まで休憩をします。

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番竹内常喜君の一般質問を許可します。

15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 私は3点について通告をしておりますので、順次お尋ねをしていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、庁舎建設の対策を示せということで出しております。

この庁舎の建てかえ、これについては、この質問については、直接また間接的に、毎回の一般質問に出ております。それだけ議会といたしましても大変関心を持っているわけでございます。ちなみに、私もこの新庁舎建設については2回目になるわけでございます。

18年9月の定例会で、この庁舎問題についてお尋ねをしたところでございますけれども、そのときの町長の答弁としては、現在庁舎検討プロジェクトチームを立ち上げて、その中で検討がなされているという答弁をいただきました。その後、そのプロジェクトチームの協議、またその結論についてどのようになっておるのか、町長にお聞きをいたします。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） プロジェクトチームの内容でございましたので、企画課長のほうから答弁させていただきます。

この庁舎建設等のプロジェクトチームは、2年前の平成18年8月に組織しました庁舎内の組織でございます。副町長、当時の甲把副町長が責任者ということで構成されております。12月の議会に庁舎建設の考え方ということで中間報告的な形で報告をしたところですが。それ以来、会合は行っておりません。その18年の12月定例議会に報告した内容といえますか、それは、1つは、作業部会の報告という形でやったわけなんですけど、JR用地の購入という課題がございました。それに、購入に際して、庁舎用地として判断する上での資料にしたいということで、作業部会で考え方を取りまとめたところです。その12月定例議会に、全員協議会だと思いますけど、提示した内容は、1つは、庁舎の役割、それから1つは、庁舎のコスト削減と既存ストックの活用について、3点目は汎用性

のある事務の空間をどうしていくかという点、4点目が地域特性のある庁舎について、5点目は庁舎の位置、それから6点目として庁舎の建設時期という形で報告をしたところです。その後といいますか、昨年の6月に総合振興計画を策定し、その後実施計画をつくったわけなのですが、その実施計画の、前期の実施計画の中に、四万十町の庁舎整備事業というのに入っていません。前期計画では、測量設計を23年度に計上し、建設費については後期の実施計画にという形になったところです。そういった関係もありまして、庁舎建設プロジェクトチームとしての協議のスピードがちょっと遅くなったといったような状態で、先ほど申しましたように、18年12月、中間的な取りまとめ以降、会合を開いていないところです。

○議長（味元和義君） 15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 今の課長の答弁では、18年12月に中間報告をして、その後そのプロジェクトチームの会合は開いてないということで、その後、その報告後の進展は今ないということですね。

今年に入って、中国の四川省、また東北地方のほうでも大変大きな地震が相次いで起きております。専門家の話によると、この南海・東南海地震、これについては震度8から8.5ぐらいの地震が予想されるということでいつも言われております。四川省の地震では、当時毎日のようにテレビまた新聞等で、その被害状況が報道されておりましたけれども、地元の3階建ての小学校が崩れて、2階、3階は辛うじて原形をとどめておるというようなことで、それで1階におった生徒は多分、多くの犠牲者が出ておるというような報道が、連日なされておったわけでございます。

この四万十町の庁舎も、もう半世紀近く建設されてからなるのではないかと、このように思っております。専門家が言うように、震度8から9前後の地震が来たら、この庁舎も四川省の小学校と同じような被害が出るのではないかと、1階で昼間の平日のときであれば、1階ではたくさんの職員が勤務をなされておるわけでございますけれども、そういうときに地震が来たときには、1階の職員の被害が大きく出るのではないかと、また町長として、このような危険な庁舎で職員に勤務をさすということ、大変私は問題があると思っております。町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 庁舎建設に関する考え方についてのご質問でございますが、この問題につきましては、合併協議段階でも大変大きな課題として取り上げられてきたところ

でございます。1つは、合併特例債を、プロジェクトの対象事業としての扱いでございますが、それ以上に大きな課題が、総合支所の設置期間との関連でございます。合併協定書では、協定した24項目の中に、新庁舎完成以降に総合支所は支所に移行するということになっております。このことから、新庁舎建設と総合支所機能の移行の課題というのは密接不可分の関係にございますので、多様なご意見も伺い、関係機関と協議を進めながら総合的な調整をする必要があるというふうに考えております。

これまで一般質問に対するご答弁として、任期中には具体の方向づけを行いたいというふうに述べたところですが、これにつきましては合併後の初代町長のどうしても使命、そういう思いもあったところでございます。

で、9月10日、11日に、十和、大正の各審議会に、中山間対策を含めた総合支所再編について諮問をしたところでございます。この地域審議会では、合併2年を経過した段階での住民サービスのありようの評価を行いまして、これからの支所機能として果たすべき役割、地域自治区のあり方なども含め協議をいただけるものというふうに思っております。11月中にはご答申をいただきたいというふうに思っております。

こういった協議経過も踏まえながら、後期の実施計画での建設年次を想定した建設スケジュールというものを決める必要があろうというふうに思っております。確かに巷間言われております南海地震等想定した場合に、非常にこの本庁舎もろい構造で、多大の被害が想定をされます。また、現実問題として、かねて申し上げておりますように、非常に狭隘化しておって、円滑な業務の遂行はできかねるという実態もございますし、卑近な例で申しますと、特に最近痛感するところですが、水道とかトイレとかそういう水回りなんかも、本当に茶色い水が出たりとか、そういう問題もあるわけで、衛生的にもよろしくない。そういうもろもろ課題があるわけでございますが、今のところ、来年、あと一年ぐらいのお時間をいただいて、来年12議会をめぐりに具体の方向づけを出していきたいというふうに考えております。

なお、議会におきましても、例えば特別委員会を設置をいただくなど、ともども協議をしていただければ大変幸いであるというふうに考えております。

○議長（味元和義君） 15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 今の町長の答弁で、来年の12月議会ごろまでにはある一定の方向性を出していきたいということで、それで特別委員会も設置をしていただきたいというような答弁もいただきましたけれども、今までのプロジェクトチーム、これは庁内の職

員だけの集まりの会合であったわけですが、今後については、やはり庁内、そして議会、また有識者、これなどひとつご相談いたしまして、検討委員会、こういうものをやはり今後立ち上げて検討していかなければならないのではないかというように思いますけれども、その点についてお尋ねいたします。

○議長（味元和義君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 今まで職員のほうでプロジェクトチームを立ち上げて検討を行ってきたところでございますが、この庁舎の問題につきましては、非常に町民の方々の関心も高いところでございます。先ほど町長が申しましたように、来年の１２月を一応の目安として、これから検討に入っていくわけでございますが、当然住民の方々の幅広い意見等も聞きながら、位置、それから庁舎の規模等についても決定をしていく必要があろうかと思っております。

ご提言のように、できるだけそういった形で町民の方にも参加をしていただき、検討会、協議会的なものも進めていきたいというふうに思っておりますが、議会のほうにおかれましては、先ほど町長も申しましたように、特別委員会的なものも設置をしていただきまして、そちらのほうともキャッチボールをしながら協議を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（味元和義君） １５番竹内常喜君。

○１５番（竹内常喜君） 議会で毎年行ってる視察研修を、今年はそれぞれの所管を超えた調査をしようということで、今年は私たち建設常任委員会と総務常任委員会とでは、合同で所管を超えた調査を行ってきたわけでございます。私たちは、大変今木材価格の低迷、これが続いておりますので、木材で建てた庁舎を視察しようということで、鳥取県の日南町のほうに木造庁舎を視察をさせていただきました。この庁舎は平成１４年に建てられております。木造でございますので、平家建てで、一部２階建てでございますけれども、その２階建てのところについては鉄筋コンクリートということで建設がなされております。大変大きな庁舎の中心になるそこには、大黒柱といいますか、大きな丸太の木をそのまま、天井まで吹き抜けの木材を使い、大変立派な庁舎を見せていただきまして、また係の方から大変貴重なお話もお伺いをしてきたわけでございます。この庁舎については、住民ふれあいホールをこの役場の中に設けて、土日もある役場を開放して、住民の方に使っていていただいております、こういうような建物でございます。こういうことによって、今まで町長の説明では、庁舎建築については全額町の負担になるというような説明もなされてき

たわけでございますけれども、この日南町ではそういうふれあいホールというものを中へ組み込むことによって、大変国のほうから助成もあり、それから有利な起債も使わせてもらって、この総工事は１３億円から１４億円ということでございますけれども、その中で町の持ち出しについては、６億円ぐらいの持ち出しで役場ができ上がったということが説明の中でありました。また、これを木材にすることによって１２億円から１３億円の波及効果がその町であったというような説明も聞いております。

四万十町でも庁舎建築はどうしても避けて通れない問題であります。職員が安心して職務に従事をしていただくためにも、早く建てかえをしなくてはならないのではないかと、このように思っております。

また、今道州制、これなども国のほうで言われております。道州制で、高知県では６つぐらいに区切りがされるのではないかと、このように言われておりますけれども、そういう道州制が決まってからは、なかなか庁舎問題等についても建築が難しくなっていくのではないかと、このように私は思っております。できることならば早い時期にそういう検討委員会を立ち上げ、建築に向けて進んでいく、これが大事であろうかというふうに思いますので、ひとつその点についてもう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 新しい庁舎をどういう形にするかということは、基本的にはその場所によって大きく左右される事柄ではないかというふうに思っております。したがって、まず場所をどこにするかということを特定をする必要があるのではないかと。その用地に見合った形の整備をするということにならざるを得ないと思いますので、今余談をもってこういう形のものに整備をするということは申し上げかねるところでございますが、基本的には問者おっしゃいますように、また、日南町でございますか、そこの例も参考にしながら、木質を貴重にした整備をしていくことが望ましいのではないかとこのように思っております。

また、基本的には合併特例債を使ってやっていくということになろうと思いますが、庁内プロジェクトチームでもこれまで検討した過程におきましては、単発の庁舎ということではなしに、複合的な庁舎ということで、例えば健康福祉センターを併設するとか、そういう案もございましたし、消防会館も改築の時期に来ておる、そういったことを取り込んでどうか、あるいは消防本部というようなことも検討課題に上がっておりましたが、それも基本的には敷地との絡みで方向づけをしていかんといかんというふうに思いますが、全

額起債ということではなしに、できるだけそういう補助制度が使えるものは、積極的にそれを導入しながら、住民の皆さん方に親しめる庁舎をつくる方向ではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、先ほど申し上げましたように、基本的には来年の１２月を目安に方向性というものをしっかり打ち出していきたいというふうに思っておりますし、また議会の皆さん方のご意見も十分お伺いをしながら中身を詰めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（味元和義君）　１５番竹内常喜君。

○１５番（竹内常喜君）　ただいま町長のほうよりご答弁いただきまして、来年の１２月議会にはある一定の方向性をお示しができるということですので、ひとつ楽しみに待っておりますので、どうか前向きな検討をしていただいて、早く庁舎ができ上がるようにお骨折りをいただきたい、このように思います。

それについては終わりました、２番目の木質バイオマスペレットの考えはということでお伺いをいたします。

四万十町には興津地区を中心に多くのハウスの園芸が盛んに行われており、特にミョウガ栽培は県下一の生産高を誇っております。ハウス園芸は冬場の寒い時期、重油をたき、加温しなくてはなりません。ところが、四、五年前から原油高ということになり、５年くらい前には１リットル４５円前後であった重油が、現在では大変高騰いたしまして、１２０円を超えているのではないかなというような話も聞いております。ハウス農家は大変死活問題でございます。また、このハウスは窪川だけではなく、十和、大正のほうにもこういうハウス園芸が盛んなところがあって、そこらについても加温をして、重油代に大変頭を悩ませているということでございます。これは最近、窪川の事例でございますけれども、窪川地区だけで、昨年資料では、イチゴ、キュウリ、ピーマン、ミョウガ、ニラなど２０４戸が栽培をしており、その中で１９０戸ぐらいが加温をしております。ミョウガは比較的加温が少なく済むということでございますけれども、年間反当２１５万円ぐらいの重油が必要だということが言われております。興津地区でハウスの面積が、１戸当たりの持ち分が約３反ぐらいはハウスをやられておるということで、１戸当たり年間に６５０万円から７００万円ぐらいの重油代がかかっておるということでございます。５年くらい前でしたら２００万円前後でこれが終わりよったわけでございますけれども、大変重油代が高いということで農家も困っております。この点について担当課の課長はどのような認識を

持っておられるのか、まずそれをお聞きしておきます。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） 園芸農家の重油の高騰に伴う課の考え方をということでございますが、現在窪川と大正、十和それぞれ園芸農家でございます。特に今申されました興津については、最近ミョウガの販売高が急激に多くなって15億円を超えたというような、ピーマン、ミョウガで超えた状況になっていますが、本当に農業経営の収支比率を見ますと、極端に低下をしております。この中で、興津園芸農家とJAのほうで、現在木質ペレットを使った機器をこの年末から導入をして実証試験をして、とりあえず1基の実証試験ですけども、それをしながら六十数戸、ピーマン、ミョウガについてはちょっと農家数は重複をしておりますが、まずはミョウガに入れていきたいという意向があるようです。ですから、町のほうもそういったところをご支援をさせていただければと思いますが、あとのニラとかそういった部外にちょっと紹介をしますと、今のところミョウガほどの原油の利用はございませんので、興津のその導入を見て、今後の低コストにつながる収支を検討しながら、導入に向けて取り組んでいきたいということでございますので、当面興津のミョウガ、ピーマンについての実証試験をしていって、できれば導入に向けた取り組みは支援していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 担当課でもいろいろな手を打って、ペレットの試験的な暖房、これなども取り組んでいくということでございますけれども、今生産者が困っているのが原油高、これが大きな問題だということであります。私たちもその打開策が何かないかということで、議会でも常任委員会のほうで検討いたしまして、この4月から梶原町の梶原ペレットというところを視察研修をさせていただきました。この工場では、梶原町は県下でも有数の林業の町で、町内山林から切り出された木材、この中で建築用材として利用ができない、いわゆる廃材、もう山で切り飛ばして腐らせていくだけの木材がたくさんあったわけでございます。これについては、四万十町どこの山をやりよる方も一緒でございますけれども、これに付加価値をつけるということで、梶原町ではその廃材を利用してペレット工場をこの4月から立ち上げて、今操業をしているわけでございます。このペレットにする原料の廃材でありますけれども、工場に持っていけばトン4,000円で買い受けてくれる、そういうことでございます。四万十町、町外の者はなかなか受け入れをしてく

れないようでございますけれども、その町内の山師さんがそういう廃材を持ち込めば、トン4, 000円で買い取ってくれる。林業も大変今厳しいときで、山の仕事をしてもなかなか採算がとれない、赤字が続くというような山師さんもおるようでございます。その中で、そういうようにトン4, 000円で廃材を、今まで山で腐らせていたものを買い取っていただくということで、林業をする人にも大変ありがたがってもらっております。

我が四万十町も八十何%が山であり、林業の伐採、搬出をしている業者さんもたくさんおるわけでございます。この四万十町でも、このペレット、これをこしらえる工場、これが今後どうしても必要になってくるのじゃないか、このように思っております。このペレットでございますけれども、重油、1リットルの温度を上げるのに120円ぐらい、1リットル120円ぐらいかかるわけですが、その温度の高さにペレットでやれば、約40円から45円ぐらいでそのペレット代が済むという話もお伺いしております。そうすることによって、その農家の方々も大変燃料代が安らかに上がっていく。そういうことになると、どうしてもこの四万十町でも梶原のようにペレット工場を立ち上げるべきではないか、このように思いますけれども、お考えをお伺いいたします。

○議長（味元和義君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） お答えしたいと思います。

議員さんおっしゃるとおり燃料が大変上がったということで、木質バイオマスの有効利用ということが全国で図られているのが現状です。木質バイオマスを活用したペレット工場につきましては、全国の工場がほとんどが製材工場やガス化発電の余熱を利用したペレットということで、エネルギーが有効利用に図られておりまして、梶原町とかというように、ペレット本体を主体にした工場でなくて、全国的には余熱利用というのが大半だと思っております。

それと、ペレットの工場の稼働率というのも見てみますと、全国的に今30%ということも言われておりまして、需要先と工場のほうの連携がもう少しまた必要でないかということも考えております。

木質バイオマスの利活用の方法としては、ペレット工場を早急に設置する方向でなくて、議員さんおっしゃったように、価格的にも1キロ当たり25円から45円というような開きがありますし、もう少し供給場所等の十分な調整とか協議も必要と思っております。

また、今議会にバイオマス等未活用エネルギー実証試験費補助金を上程しております。

て、農林バイオマス資源を活用したエネルギー利用として、木材についてはチップ化、ブリケット化、それからペレット化、パウダー化等、いろいろな方法で新たなビジネスモデルの可能性について調査を行うことにしております。この調査結果を踏まえながら、町として、先ほどおっしゃったように、園芸のほうにどういうふうにもペレット、木質バイオマスが使えるかということ、今後十分に考えていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 9月21日の新聞にも、この梶原のペレットが大きく報道されております。梶原町では中学校の寮に間伐材を原料とした木質ペレットの燃料を使い冷暖房を導入したと、また現在問題になっている地球温暖化問題があり、このペレットは二酸化炭素も、CO<sub>2</sub>も少なく環境に優しいと言われておりますということで記事が載っております。また、梶原町では、今年末までには、雲の上のホテルの温泉ですか、そこにもこの木質ペレットで加温をしてやっていくという記事が出ております。うちの町にも松葉川温泉があるわけです。その松葉川温泉も、以前は重油でこうずっと、今現在も重油で加温をしてお湯を沸かしていったわけでございますけれども、大変重油が値上がりをして、経営も大変松葉川温泉も苦勞しておるようでございます。どうしてもこの町内にこういうペレットを生産できる施設、これはどうしても今後必要ではないか、このように思っております。

また、東又にも温水プールですか、これなどもあって、大変加温をする、今までは製材の廃材などを利用してそれを加温しておったわけですが、なかなか今製材業も衰退をして、その加温する原料が手に入らんということで、過日私のほうにも、何とかならんかということで電話がありましたけれども、どこのそういう施設を持ってることも、大変重油の高騰によって難儀をしております。

先ほど田辺室長のほうから、今後、直接この四万十町でペレット工場をではなしに、ほかでペレットになったものを買い入れて、園芸農家のほうへ、ボイラーなどに利用してもらえるような検討していくという答弁をいただきましたけれども、やはり他の町村にそういうものができるのを当てにしているようではやはりいけないのではないか、自分とこの山がたくさんあるわけで、その中から廃材が出ておりますので、そういう施設をどうしてもこしらえていくべきであると、このように思っております。そうすることによって、今林業が衰退をしておりますけれども、山師さんが少しでも現金収入が入ってくる、こういうようなことになっていくのじゃないか、このように思っておりますので、再度お考えをお

聞きいたします。

○議長（味元和義君） 田辺林業政策監。

○林業政策監（田辺由喜男君） 私のほうの答弁は、ペレット工場をここにつくらないということではなくて、もう少しそうするには検討が必要じゃないかというお答えをさせていただいたと思っています。

ペレットにつきましては、議員さんおっしゃるように、公共施設、中学校、小学校の冷暖房や、主にハウス、それからいろんな温水プール等の熱源にされておりますが、まだこの地域、ペレットストーブというのが普及も、四万十町余りしてないと思います。やはり町内くまなくペレットが使用されるには、やはりペレットストーブの普及等も見据えたことも考えていかななくてはなりませんし、もう少し煮詰めたい。

それと、高幡木材センターとか木を扱う業界の方にも、十分なまた協議をしていただきたいということもありまして、もう少し時間をいただきたいというのが私の答弁です。

○議長（味元和義君） 15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 私の聞き間違いで大変失礼をいたしました。ぜひひとつ検討をしていただきたいというように思っております。

もしこの四万十町でこの施設を立ち上げるについては、なかなか町独自ではこういう施設はできないわけで、森林組合、それからまたどこかほかの会社と第三セクター、梶原についても町と森林組合とある一企業の第三セクターということで営業しておりますけれども、四万十町でこういう施設をこしらえるについては、やはりこういうような形になって出てくるのではないか、このように思っております。

以前、同僚議員のほうから森林組合の合併、これについての質問もなされておりましたけれども、その中で町長は、本町にとっては林業の活性化については、本町で林業の活性化なくして町の活性化はないということで、以前答弁せられておりますけれども、森林組合の合併、これについてはどのような方向に今推移をしておるのか、これは通告書には出しておりませんが、ひとつわかる範囲内で結構でございますので、森林組合の合併、これについてのご答弁をいただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（味元和義君） 中尾農林水産課長。

○農林水産課長（中尾博憲君） 私のほうが、現在森林組合合併協議会の検討委員と幹事会の委員ということで出ていますので、承知しちゅう範囲内で支障ない範囲をお答えさせ

ていただきたいと思います。

やはり今現在では、来年の4月1日を目標に、これまで検討会、さらには幹事会を数回重ねてまいりました。一定の合併メリットを、現場、事務レベルが把握をしながら、現在理事会のほうにその辺の状況を伝えながら、理事会決定ということになっておるようでございます。結局、合併協議会を設置する前段の理事会を開催してもらうというところまで承知をしております。その後、窪川、大正、四万十中央、それぞれ理事会を行った経緯があるようでございますが、その詳細については私も、まだ会議やっておりませんので、情報としては入ってきていないですけれども、基本的なスタンスとしては、来年4月1日に合併という方向では、現在までは検討されておるところでございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 今までいろいろお聞きしたわけでございますけれども、ペレット工場をつくるということになると、大変問題点もあろうかと思っておりますけれども、ぜひひとつ前向きなご検討をお願いをいたしまして、この問題についての質問を終わらせて、次に移らせていただきます。

次に、町道管理についてお尋ねをいたします。

今年6月議会に、横断溝のふたのはね上げによる事故のことが2件報告されて、補償もしてきたわけでございます。町内には多くの横断溝があり、最近設置されたものについては、はね上がり防止の策も講じられておるようでございますけれども、昔の横断溝については、私たちの近くにもあるわけでございますけれども、通るたびにガタンという音がしておるといような横断溝がたくさんあるわけでございます。これについての担当課はどのようなこの6月以降に調査をして、また対策をとったのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） お答えします。

町道での側溝ふたのはね上がり事故などのことでございますが、この調査、対策といいますと、通常の場合、職員の見回りあるいは現場へ行く途中での見回りになってきます。地域住民からの情報等によりまして、緊急性の高い箇所から予算の範囲内で順次補修をしておるところでございます。

通常の走行時に異常音がないとかという箇所につきましては、点検の抜かりがあったこ

とは事実でございまして、今後とも気をつけてまいります。

なお、先ほど議員さん言われましたように、近年の施工した分につきましては固定式となっております、危険性はないと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 以前ちょっとお聞きしたがですけれども、なかなか直すにも予算が伴うので、もうあれ、はね上げのふた、あれグレーチングといいますかね、これを2つをバン線で縛り合わせて、応急的な処置もとってきたというような話も、私も耳にしたことがあるわけでございますけれども、これはバン線で縛ったくらいのことでは、1カ月やそこらはもつと思いますけれども、これも頻繁に通るようなところでは、とてもこんなもんではいけないのでないか。それで、やはりちゃんと予算を組んで、ボルトで締めつけるというような処置もしなくてはいけないのでないかなあというふうに思うわけですが、その点についてはどうですか。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） お答えします。

予算を組んで全箇所をやるというのにつきましては、莫大な量があると思います。現在やっておりますのは、先ほども言いましたように、予算の範囲内ということに限られてきてまして、どうしても順位が低いものにつきましては応急的なものとなってまいります。

○議長（味元和義君） 15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 横断溝はそれといたしまして、四万十町には道路上からの落石、これの危険箇所がたくさんあるわけです。私も山の奥で暮らしをしておりますので、その入り口のところは、雨の後などは、朝出るときには、石をのけて通らなければ車が通れないというときがたびたびあるわけです。中には人間の頭ぐらいの石が道路の真ん中で座りよるというようなこともたびたびあるがです。今まで余りそういうことで、落石でけがをしたとか車が傷んだということは、ここ二、三年は聞かないわけですが、合併前に旧十和村で、時にはそういう例が二、三例あって、大変危険な目に遭うて、おかげさんで車だけで人身事故には至らなかったというような事例もたくさんあるわけです。これについて、建設課あたりでは、そういう危険な場所、これについての調査、またその山肌を調査をしたのか。また、その落石があった場合に、のり面からだけの落石だけではないと思います。山の上から落ちてきた落石についても補償していかないかないがじゃないかと

いうように思いますけれど、その点についてお願いいたします。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） 町道への落石の危険箇所につきましては、工事などに、落石のおそれのある箇所、こういった箇所につきましては、定期的な維持管理、点検を通じまして一定把握をしております。これよくそういう危険、たびたび起こるというような箇所でございます、つい先日も台風13号が通過しましたが、その日の午後、金曜日でございますが、そういった箇所を把握しておりますので、そういった箇所につきまして皆点検したところ、異常はなかったというところで、その明くる日に、土曜日ですが、来てみたところ、落石、点検後に落石があつて通行どめになっておるという報告がありまして、急遽職員に出てきてもらつてのけたところでございますが、そのような箇所につきましては一定把握をしております。部分的に防護ネット等の対策も講じておりますが、一部には老朽化したネットとか、そういったネットの部分、中腹部分にも土砂がたまつたりしております。それはその都度補修や取り除きの維持補修を行っております。それ以外につきましては、山肌の斜面につきましては、申しわけありませんが、詳しい調査はしておりません。今までに落石危険箇所として細かく調査しておりませんが、急傾斜地崩壊危険箇所あるいは土石流の溪流危険箇所等で上がってきております箇所に隣接しておる町道につきましては、該当する部分が多数あるかと思われます。そういった箇所の対策につきましては、維持補修工事のできる範囲、本当にできる範囲でございますが、の対応、それから道路改良あるいは災害復旧工事等にあわせまして防護柵の設置をしてまいりたいと考えておりますし、また山腹、中腹からの落石等につきましては、県の治山工事等に申請をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 15番竹内常喜君。

○15番（竹内常喜君） 今課長の答弁でも、道路の危険箇所の道路の見回りはしておるけれども、山肌からの落石、これらについての調査はまだできてないということであります。今建設業も大変仕事がなく、遊んで失業をとらせておるといふ会社も多くあるようでございます。そこらあたりについて、なかなか職員ではその危険箇所の山肌の調査、これなんて到底無理であろうというふうに考えておりますので、業者さんに頼んで、それで自分たちも、道路上に、木の上側に、丘側に石が大きなんがかかって、いつこけてもおかしくないなというところは、いつも見るわけでございます。そういう石などを除去してい

くというようなことも今後必要ではないか、このように思っております。そうすることは、やはり予算も伴ってくるわけでございます。現在、当初予算で道路の維持管理費が 7, 200 万円ぐらいだったと思います。また、今回少し補正が上がってきておりますけれども、とてもそれくらいの金額では、この広い長い町道を維持管理していくのは大変不可能ではないか、その 7, 200 万円のほとんどは道路の草刈り、そういうものにほとんど消えていってしまって、その危険な箇所、さっきも言うたように、側溝のふたの取りつけとか、また町道の上の落石の石の除去、これらについては到底金が回らないではないか、このように思いますが、その点について、高瀬副町長、ひとつご見解をお願いします。

○議長（味元和義君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 町道の維持管理につきましては、議員さんご指摘のように、広い町内に隅々に町道が走っております。その管理費用、大変なことではございますが、集落委託で現在町道の管理維持を行っていただいております。そういった集落委託の継続と、それから老朽箇所等につきましては中・長期の改良計画と、そういったところとの整合性も図りながら、緊急性の高い箇所から順次局部改良を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（味元和義君） 15 番竹内常喜君。

○15 番（竹内常喜君） 先ほど課長の答弁にもありましたけれども、なかなか限られた予算の中で、一生懸命そこらあたりをやっていくしかないがじゃないかというような話も出ておったわけでございます。防護柵をやるとなると、これは大変な金額が要るわけでございます。町のほうも予算的には大変厳しいものがあるかと思いますが、事故があって、その後での悔やまれてもいけませんので、ひとつ町民が安心して通れる町道に、今後積極的に取り組んでいただきますようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（味元和義君） これで 15 番竹内常喜君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため 1 時まで休憩をします。

午前 11 時 40 分 休憩

午後 0 時 59 分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11 番松下和孝君の一般質問を許可します。

1 1 番松下和孝君。

○1 1 番（松下和孝君） 前もって通告いたしております3点について伺います。

まず1点目は、環境に関したことであります。

私は以前の一般質問の中で、EM菌のことをほんの少しだけ話したことがあります、今日はそれをメインにした質問をいたします。

今日四万十川に限らずあちこちの河川を見れば、だれもがよく気づくくらい非常に汚れています。それなどには、いろんなたくさんの要因があるかと思っているところであります。そういった中で、住民の皆さんが直接身近な日々の生活の中に絶対的にかかわっているのが生活排水であります。これを避けて通るわけにはいかないのです。これが汚染の一つの大きな原因だとも考えるところでございます。

少し余談になりますが、その昔、徳川政権の江戸時代の江戸やその他周辺でも、生活排水等の環境汚染に対する環境対策があり、その中でも特に江戸はなかなか進んでいったようであります。ちなみに1800年の江戸の人口は120万人の世界一、ロンドンは90万人、パリは60万人、かのニューヨークはわずか6万人だったそうであります。水道施設も世界一だったそうであります。これもちなみにですけれども、テレビとか映画の時代劇や落語の中に、あの八ちゃんとか熊さんとかで出てくる長屋があります。そこには井戸がありますが、その下には木管、つまり木製のパイプでできた水道が走っていて、その木管パイプに穴をあけて、その上の井戸に水がたまるような仕組みをしておったようであります。その井戸を使用するときに、長屋の皆さんが集まっていろんな話をしたりコミュニケーションを交わしたりして、それが井戸端会議という、そこから生まれたのは皆さんの知るところであります。また、江戸の町は1番目に太陽熱とか光を利用したソーラーの町、2番目がリサイクルの町、3番目がボランティアの町だったようであります。少しだけ離れましたけども、江戸を中心とした江戸時代のころから、生活排水に対する対策の環境対策は、事例はたくさんあります。そういったところからしても、生活様式の大きく変わった現在は、特に生活排水は汚染の大きな要因の一つだと思うところであります。

そこで、皆さんもご存じのEM菌、効果的有用微生物群、その菌を培養してEM菌活性液を町民全体に無料で配布することはできないか、そういった取り組みはできないかということを質問いたします。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 現在のところ、本町でEM菌の無料配布という考えはご

ございませんけれども、近隣の、隣の愛媛県の鬼北町では、家庭雑排水等処理をするのに、環境浄化微生物えひめAⅠ－1をつくって、それを使用して、微生物の力で家庭排水の処理を行いまして、水質の向上や汚泥の削減、消臭等の向上を図ってるということもありますので、この微生物というのは大変有効であるというふうには私のほうも認識はしております。したがって、今後微生物の浄化について本町でも真剣に考えながら取り組んでいったほうがという思いはあります。若干その時間をかけて検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（味元和義君） 11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） 時間をかけて取り組んでいくということですが、いろんな中で物事が、できることからやっていくということが大事ではないかと思います。また、経費も、これは余り高く経費は必要ないと、調べておるところではそうなっております。EM菌液とか糖蜜液とか米のとぎ汁とか、実際にEM菌活性液ができるまでのいろいろ研究をしながら、実際に学習すれば、いろんな環境の浄化作用があり、環境保全型の農業にも期待されるところであります。

私の調べた自治体では、1次培養や季節や寒暖によって異なりますが、5日から10日間で培養できると、200リッターのEM菌、活性菌が完成する予定であります。また、2次培養にも同じく期間がかかって、1次から2次までの間が約3週間、そのサイクルをやってるようです。また、すごい用途が広くて、参考までに、対象となる場所というのは、台所では電子レンジ、ガスレンジ、流し台、換気扇、部屋には廊下とか押し入れ、タンス、布団、カーテン、エアコン、ベッド、フローリングなど、トイレではトイレ室内と便器、ふろ場では排水口とか壁、浴槽、庭では庭木、花、野菜、それからげた箱やペット、車の中、車内、そして洗濯などがありますが、活性期は約1カ月間の目安、使い切って、残れば排水へ流さないとその効果が薄れるということで、約1カ月をめぐりに使い切るということであります。なるべく早く使うほうが効果があるということですので。ある自治体では、夏場はとても追いつかないと、特にことしの夏は頻繁でとても追いつかなかったという話を聞いております。それで、検討するということでは、もちろん検討はしなくてはならないですが、ある程度前もって私が通告しておるんですので、この場でぜひやるという、実施するというようなことは、全国都道府県で300カ所ぐらいですが、全国で。私もインターネットで全部、事例がありますし、その自治体のあれも持っていますので後から渡しますが、ぜひやってもらいたいと。検討するは、もちろん検討しなきゃいけ

ないんですが、ぜひ今のこの場でね、大した経費も要らないですね、これは。ぜひやるような、そういった、取り組めないかということで、もう一度お願いします。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 大変最近四万十川が汚れているということで、多くの方からいろいろなことで注意を受けております。したがって、私どもも何かいい方法をと考えておりましたけれども、先般隣町の、先ほど言いましたけれども、鬼北町の話も含めて、微生物のあり方について若干講義を受けたことがあります。したがって、いつと言われても、なかなかいかないかもしれませんけども、前向きにちょっと考えてみたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） もちろんここで、すぐあしたからやるというわけにいかないんですけども、これ僕が調べたの宇和島市なんですけども、環境課長の人と話し合ったんですけども、ぜひこれはね、四万十川では、合併浄化槽がありますけれども、これといった取り組み、下水道はお金がかかるということでね、これ溝とかいろんな排水へ流せば悪臭もなくなるし、農業とかいろんな方面での多目的に使えますので、ぜひやってもらいたいと思います。そういうことでひとつよろしくお願いします。

それから2番目に、入札制度について伺います。

公共工事、事業の入札については、昔からというか以前から、いろいろ問題視されて、課題の一つとなっております。せんだっての四万十町のケーブルシステムの入札に当たっても、全体9社の中で6社が辞退、残り3社の中で1社が落札後辞退、あと全く異例の出来事で、結果的には二者択一、2つのうち1つがとったということになりました。そういったことで、本来はケーブルシステムに賛成の人たちも、その件の賛否を問うときには反対に回るしかなかったというような話も聞いております。入札の基本であるところの正当な競争性、またその透明性、本当に入札して落札する気があるのかの真意性、予定価格や最低制限価格の予定のあり方やそれなどの公表、またその公表の時期、入札後とか入札前とかという公表の時期、落札後の契約制度のあり方、そして企業の育成の環境づくりなど課題は多いかと思われませんが、全体を通じて、この流れの中で改革するようなところ、場所、そういった点はないか、その必要性はないか等伺います。

○議長（味元和義君） 佐竹管財契約課長。

○管財契約課長（佐竹節文君） お答えさせていただきたいと思います。

問者言われますように、辞退の関係につきましては、ケーブルネットワークの入札についてご質問だったと思いますけれども、入札辞退の一つの要因として考えられますことは、予定価格の設定が、機材等の高騰により、結果的には厳しいものがあつたかもしれませんし、業者によってはそれぞれの理由があつてのことだと思います。

入札参加については、競争入札参加資格審査の申請書を提出をしていただいておりますので、業者さんは本町の入札に参加を望んだものと考えられます。

それから、本町の入札の競争性、透明性についてということでございますが、業者間の公正な競争受注機会の拡大と入札における透明性を高めるために、昨年４月に建設工事における入札契約制度に関する基本方針を定めまして一般競争入札を行うとともに、これまでの指名競争入札におきましても、建設、委託、建設工事、委託業務につきましても原則８社、また建築工事につきましても１０社以上の指名をしているところでございます。

また、昨年の８月には、建設工事総合評価方式施行実施要領を定めまして、入札金額だけによる落札方式ではなく、評価項目の得点の高いものを落札する総合評価方式を行うなど、入札契約の透明性を図っているところであります。

また、予定価格の事前公表につきましては、問者言われますように、これにおいては入札前に公表いたしますと、予定価格が目安になり、競争が制限され、落札価格が高どまりになること、建設業者の見積もり力が損なわれること、談合が一層容易に行われる可能性があることをかんがみまして、入札前に公表していないこととしておりますけれども、地方公共団体におきましてはそういった法令上の制約事がないことから、各団体において適切な判断のもとで事前公表を行っているところでございます。

本町におきましては、１８年の臨時議会の議案審議等通じましてご提案をいただいたところも含めまして、建設工事等に関する入札契約制度のさらなる透明性を図るため、入札及び契約の情報の公表に関する基本方針を定めまして、１８年１１月から公共工事及び委託業務について、一般競争入札は入札公告、指名競争入札の場合は指名通知を行う際に公表を実施しているところでございます。結果、落札の一定の低下の傾向が見られるところではありますが、先ほど申し上げましたような弊害が今後において生じるならば、事前公表の取りやめ等含む適切な対応を行わなければならないと考えております。

それから、企業の育成につきましては、地域の地場産業の振興、中小企業対策といった政策目的から町内業者優先の発注を行っているところです。

以上、入札契約方法についての現状の報告をさせていただきましたが、全体的な改革に

については特に現在考えておりませんが、研修会等に積極的に参加をいたしまして、先ほど申し上げました予定価格の事前公表の有無等も含めまして、入札契約事務の取り扱いについて情報の収集を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） 全体的に改革せよというふうじゃなくて、全体の中の部分的にする点はないかということであります。先ほど言った入札辞退というのは、先ほど課長が言われた面もありますけども、いろんな価格の高騰とかあったんだろうと思いますけども、本当にやる気があったら、そこら辺の真意性が本当にあったのかということも一つの疑問であります。2つには、予定価格と先ほど言うた最低制限価格は、最初から公表するよりか後から公表したらええかなという面もあります。3つ目は、落札して契約するのは、これは必然的なものでありまして、そこでこの間のようなことが、まずないとは思いますが、現実にはあったわけですので、そこら辺の取り決めについて伺います。

○議長（味元和義君） 佐竹管財契約課長。

○管財契約課長（佐竹節文君） お答えさせていただきます。

業者さんの真意性ということでございますけれども、発注者側といたしましては、業者の真意はわからないことではございますが、通常の入札に関しましては、業者さんは閲覧期間に設計書、仕様書等によって十分な積算を行った上で、応札に臨んでいただいているものと私どもは考えております。

それから、予定価格の公表ですが、先ほど申し上げましたように、県下、国はやってないということですが、地方自治体においては事前公表を行っているところが多くあります。今言ったように、本町におきましても事前公表を行ってるわけですが、先ほど言いましたように、同じことになりますけれども、弊害があるとすれば、また見直しも行わなければならないと考えております。

それから……

（11番松下和孝君「落札と契約」と呼ぶ）

落札した後での契約行為がなされなかったということではございますけれども、1つは、前回の議会でもあれですけども、保証金、大きな工事、町外的な、町外の業者さんの入札に関しましては入札保証金等もまた考えながら、工事それぞれによって検討しなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） これは地方自治体によって、別に変えてもいいわけですよね、やり方。国一律じゃなくてもいいわけですよね。私のちょっとした提案というか。予定価格を先に公表すると、限りなくそれに近づけることもできますよね、それからまた反対に最低制限価格を先に公表すれば、横一線で最低のものになって、くじ引きとかにすることになって、企業の育成の妨げにもなるんじゃないかと思います。例えば、その中で、受ける中で、その真ん中のセンターライン、センターラインを公表して、前と後ろは後から公表するというようなやり方もあるんじゃないかと、いろんな人に聞いた話。そういう話になって、今日言うんですけども、その辺はいかがなもんやろかね。センターラインを公表して、その幅は前と後ろどれだけあるか、それはわからんけど、センターラインを中心に公表して、前と後ろは後から公表する、入札後に公表する、そういうやり方もあるんじゃないかと思いますが、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（味元和義君） 佐竹管財契約課長。

○管財契約課長（佐竹節文君） お答えさせていただきます。

最低制限価格は、本町の場合事後公表となっておりますので、事前公表はしておりません。

なお、そのセンターラインの事前公表ということ、私初めて耳にするわけですが、妙に、どういった形の金額設定なのか、ちょっと自分勉強不足で申しわけないですが。

○議長（味元和義君） 11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） 別にこれは、絶対これがベストとするわけでも、ただ参考までに言うんですけども、例えば上限が100万円で最低が50万円だとするよね、そしたら75万円ぐらいにセンターラインを示しよって、上と下は公表しない、それ幅どれだけあるか別として、一応センターラインを公表して、その後で前と後ろを、上と下は後で公表すると、センターラインだけを先に示すというようなやり方でやれば、また一つの案じゃないろうかと思うんですけども、そういうことです、意味は。

○議長（味元和義君） 佐竹管財契約課長。

○管財契約課長（佐竹節文君） 例えば、今問者言われますように、100万円の設計金額、例えば設計金額あると、後で、50万円が……

(11番松下和孝君「最低」と呼ぶ)

最低と、それで中の中間の75万円が中間ですよということで事前に……

(11番松下和孝君「公表して」と呼ぶ)

(「一緒や」と呼ぶ者あり)

ということ……

(11番松下和孝君「そう、ええ」と呼ぶ)

(「こら真ん中にとって」と呼ぶ者あり)

でしょうかね。

(11番松下和孝君「ええ、そういったことを今言よんです。

別にそれを今せえとじゃ……」と呼ぶ)

申しわけないです。すみません。私今ちょっと、いただいたところで、どういった形で、ちょっと思い浮かばんがですが。申しわけありません。

○議長(味元和義君) 高瀬副町長。

○副町長(高瀬満伸君) 中間的な数値をとれば、当然予定価格と最低制限価格の金額も……

(11番松下和孝君「わからん」と呼ぶ)

おのずとわかってくりやせんろうかと思うがですけども。

(11番松下和孝君「わからん」と呼ぶ)

確かに今入札の絡みにつきましては、最低制限価格の公表とかいろんな問題もあります。四万十町におきましては、合併前の各旧町村単位でそれぞれやり方等も違っておりました、今それを統一化しようとしているところでございます。要綱とか心得とかそういったものも整理もしております、順次その基準的なものに近づきつつあるというふうに思っておりますが、なお入札の透明性、競争性、そういったものも見ながら、よりよい方法が出てくれば、そちらのほうも検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(味元和義君) 11番松下和孝君。

○11番(松下和孝君) 今当然上と下わかると言ったけど、それは今、例えば100と50だから、75だから上がわかるけど、この幅がどれだけ、110かもしれんし、下が40かもわからんし、その幅がわからんから、別に金額わかりません。そういうことでよろしくお願ひします。

3番目は、予防接種について伺います。

ことしの冬はインフルエンザが猛威を振るうおそれがあると報じられております。広義の意味での風邪症候群であり、インフルエンザは全身症状で突然発症し、時には肺炎まで進展します。重症化すれば死に至る呼吸器感染症であります。インフルエンザと肺炎は密接な関係にあります。インフルエンザにはA型、B型、C型がありますが、大流行するのはA型だと聞いております。1998年から99年の冬のシーズンでは80万人程度が感染しております。その前の年の1年分の約60%となっております。5歳から14歳の年齢層の人口の約6%に相当しております。世界的な流行では、人口の10%から30%、つまり1割から3割がかかるようであります。A型インフルエンザは特に変異する。変化しやすい。今までになかった新たな型へと大きく変化したときには、世界的に大流行を起こしております。1918年のスペイン風邪は、全世界では2,000万人の人が死亡したと言われております。現在は医学が進んでいるので、そんなことにはならないとは思いますが、多分その時代には流行性感冒、つまり流感、はやり風邪などの予防接種など予防対策はなく、インフルエンザ、脳炎、脳症、中耳炎、肺炎などの合併症はもとより、いろんな病気を併発したのではないかと考えるところであります。ことしはインフルエンザが、ともに肺炎も増えるのではないかと考えられますが、現在は肺炎の予防接種もあると聞いております。インフルエンザまた肺炎の予防接種に対する準備、確保はそれぞれできているのか伺います。

○議長（味元和義君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） お答えしたいと思います。

今議員さんがおっしゃられましたように、インフルエンザの予防接種というのは平成13年から法的に定められまして、予防接種法におきまして、おおむね65歳以上の方が接種対象者となっております。それで、どこの市町村も一部公費負担で実施をしているところがございます。これは、あくまで本人が希望する場合に接種をするという制度になっております。

準備状況ですが、町内の医療機関には、今月中にことしのインフルエンザの接種のガイドラインでありますとか、そういうものを用いまして先生の方には依頼と、それとその際に必要な書類等については配付をする予定でございます。

それと、接種量、ワクチンの確保ということでございますが、県に確認をいたしましたところ、16年度に大流行があったわけですが、その際に一部の医療機関で不足をしたと

いう事態があったということで、その後国のほうも対策をいたしまして、増産もしくは一部の医療機関が買い占めを行わないようにというふうな対策を講じて、それ以降は十分見込み量は確保されているということです。

それぞれ個別接種で医療機関で実施になりますので、町村としてその量を確保するというにはなっておりませんが、医療機関におきましても例年の接種量、人数等によって確保いただいておりますものと考えております。

それと、肺炎のワクチンの接種の件ですが、これはまだ予防接種法の定めはなくて、任意接種という形でございまして、届け出の義務等がないので、そのどれぐらいの量が確保されているかということについては把握はできてないんですが、町内では6つの医療機関で予約制によって実施ができるというところになっております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） 四万十町では肺炎のほうはまだ予防接種としてはやらないということですが、お聞きしますが、肺炎で亡くなった数というのは、人数がわかっておれば、全国でどのくらいおりますか。また、四万十町ではどのくらいおりますか。わかっておればいいです。平成19年度1年間で伺います。

高知新聞の三面記事の下の左の隅に、片隅に、著名人とか有名人などの死亡情報がありますよね、その中でも肺炎のため死亡したという記事を何度か見たことがありますので、その記事は全体からいえばほんのわずか、一部にも足りないぐらいの記事だと思います。そういった中での情報ですので、その辺をもしわかっておれば伺います。

○議長（味元和義君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） すみません、正確な数字としては、申しわけないですが、把握できておりませんが、ここ数年間は、肺炎で亡くなられた方が約10万人ぐらいいるという情報です。

申しわけありません。四万十町の人数もちょっと把握できてないんですが、死亡の原因としては、がん、脳血管疾患、心臓疾患に続いて4番目に多いということになっております。

○議長（味元和義君） 11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） 四万十町内で肺気腫とか、死んだ人がわからんからわからんかと思いますが、肺に水がたまってるとかという肺の疾患、そういった持ち合わせして毎日

の生活を送ってるような人、大体どのぐらい推定されます。死んだ人わからんから、病気になっちゃう人はちょっとわからんかもしれませんが。その人たちは特に風邪などにはよく注意しなきゃならないわけですよ、普通の健常者よりも。そういったことで、特に予防接種も必要かと思うんですが、疾患、健常者含めて、は今さっき言ったように申し込みしか、その対処の仕方はそういう仕方しかないわけですか。

○議長（味元和義君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） 肺炎のワクチンの接種の件ですね。

（11番松下和孝君「そうです」と呼ぶ）

申しわけありません。今現在では、医療機関の先生、医師の判断によって、そういう危険のある方に対してはお勧めいただいているというところですよ。また、後ほどの議員さんの質問の中にも、肺炎球菌のワクチンについてということでご質問もあるように予定をされておりますので、その際にはもう少し詳しく内容のほうは報告させていただきたいと思っております。

○議長（味元和義君） 11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） ついでですが、最後に。今インフルエンザの予防接種やっていますよね、本当の料金は幾らで、四万十町の補助金というか、は幾らですか。それから、肺炎の予防接種は幾らですか。わかっておれば。

○議長（味元和義君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） インフルエンザの予防接種につきましては、県下統一で助成の分についてはやっております、4,588円が接種価格で、そのうち一部負担として接種を希望される方には1,000円の負担をいただいております。生活保護の方については全額助成をしております。

それと、通常医療機関でインフルエンザを接種、この法の該当のない方、その場合は医療機関が定める単価となっております、2,500円程度が多いようです。

それと、肺炎のワクチンにつきましては、全国的にも8,000円、9,000円というところが多いようでして、町内で問い合わせをした結果では、最低が5,500円、最高が8,040円ということになっております。

○議長（味元和義君） 11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） 先ほど言われたように、死亡率が4番目ということですので、今後ぜひ肺炎のほうも検討していただきたいと思います。お願いします。

○議長（味元和義君） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 澄子君） 肺炎の接種につきましては、全国でも、現在6月の時点での製薬会社の調査、全国で72の市町村が公費負担で何らかの措置をしているというデータがありますので、それについてはまた検討していきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） 私今3つの質問をしたんですが、私十和村の時代に、2回目の質問のときに、一般質問は反映されているかという質問をしたことがあるんですが、今日の3つのことについて、ぜひ前向きで一生懸命検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（味元和義君） 11番松下和孝君の一般質問を終わります。

7番橋本保君の一般質問を許可します。

7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） それでは、通告に従って一般質問を行ってきたいと思います。

まず、職員採用と定数管理について質問をしていきたいと思いますが、いろいろとこの問題については難しい部分もあろうかなというふうに私自身も思っております。そうした中で、四万十町も合併して2年余りが経過をしております。そういう中で、ことしも職員採用の公募告示がされておるわけですが、合併というのは定数問題も含め行政の効率化、もろもろ協議をしてきた経過があります。今後四万十町の職員定数について、退職者も出てきますのでいろいろあろうかというふうに思いますが、町としてどういう定数についての展望を持っているのか、その辺をまずお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） お答えさせていただきます。

平成20年4月1日現在で、本町の一般職の条例定数、これ374名になっております。現在の職員数は340名ということでございます。

平成19年3月に策定をいたしました四万十町定員適正化計画の数値目標によりますと、平成17年4月1日現在、旧3町村と1組合の合計になりますけれども、370名の職員数でございました。これを平成22年4月1日までに325名に減じていこうと、45名の減にしていこうという形で進んでおります。

職員数については、この定員の適正化計画を基本に定員管理を行ってきておるところで

ございますが、今年度につきまして、特殊要因といたしまして、4月1日には診療所の看護師5名の新規採用をいたしました。こういった特殊的な要因もありまして、平成20年4月1日現在では341名、これには定員管理上では教育長が含まれておりますので、これ含めた人数になりますけれども、そういう形になっております。平成17年4月1日に対しまして29名の現在減でございまして、進捗状況としましては64.4%という形で推移しております。今後退職予定者が出てきます。本年度は10名、21年度は行政職定年また勸奨等も含めながら4名を見込んでおりますけれども、こうなりますと14名の見込みの人数になります。このため定員適正化計画の最終年度22年度におきましては、今の調子でいくと、それ以外の勸奨等が出てこない限り、若干その目標には到達しないという状況にはなっております。

なお、今後平成20年度からちょうど段階的に定年を迎える、向かっていく職員も多くおりますので、26年、次の適正化計画におきましては54名ほどの退職者が出てくるようにもなります。そういった大幅な退職者も出てきますので、今後におきましては組織機構また事務事業の見直し等しながら対応、そして退職者に合わせた補充の採用ということも一定進めていくということは必要になってくると思います。現在のところでは、3分の1程度の新規採用者を予定しながら定員管理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（味元和義君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） この定数については非常に難しいなというふうに思いますが、例えば各課によって忙しいところと忙しくないというか、繁忙度が違うかなというふうに思います。そういう中で、一定そういうことも考慮しなければならない内容だろうというふうに思いますが、加えて財政力の問題、そういったことも踏まえて、実際に明確な基準というのはあるのかなというふうに思うのですが、その辺僕もわからんですが、そういうものはありますか。

○議長（味元和義君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） 職員の定数にどういった根拠があるかというところにつきましては、明確に四万十町が何名という形にはなっておりません。おおよそになってきますけれども、人口何人に対する1人の職員、そういったものも基準にしながら、また類似の市町村の状況の中で、定数はどこの辺に定めていくか、また特殊要因としまして、それぞれの市町村には特別な産業の関係もございますし、特別な首長の考え方で職員を多く張り

つける場合もございます。そういった考え方で定員を定めていくという形で進んできております。

○議長（味元和義君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） 先ほどのその話の中では、適正化計画の中で、22年度を一定の目安にしながらそういう計画を進めていくということであります。退職者についても、かなりな数が今後出てくるだろうというふうに思います。そういう中で、大体3分の1ぐらいな新規採用というふうなことも言われておりますが、来年については機構改革というふうなこともちらっとお聞きをしておるところですが、その定数の増減だけでなく、やはり効率的な人員配置、そういったものも非常に重要になってくるがじゃないかなというふうに思います。その中で事務とか技術あるいは管理、企画、そういう対人関係の中でやはり幅広く見直しをしていく、そういうことが重要じゃないかなというふうに思いますが、そういうことから事務改善、例えば委員会、そういったものがこの四万十町の中では設置をされているのかな、いないのかなというところがあるのですが、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（味元和義君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） 職員の適正な配置、また職員、もともと職員というのは、数量的には人件費、コストになってくるわけでございます。他方、質的には人材という、成長する可能性のある財産でもあるという考え方でとらえるところがございます。そういった中で、非常に適正な配置をしていく、業務の見直し、そういったものを十分にしていきながら、適正に配置をされていくという考え方が必要になってきますので、その点絶えず事務の改善をしていくということは必要であると思います。

今合併して3年を迎えましたので、そういった中では、支所の機能のあり方、本庁の機能のあり方というのを見直す時期にも来ておりますので、その点につきましては来年度かけまして十分な形を検討して、職員が適正に配置される、また少ない人数でも回っていける、行政サービスができていける、そういう組織をつくっていくというふうに考えていきたいと思います。

○議長（味元和義君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） この定数については、やはり人数の云々だけではなくて、やはり適正な配置をしながら効率よくやっていく、そういったことが必要になってくるんじゃないかなあというふうに思います。その中で、定数を一定のものを確保していくということ

が望ましいだろうというふうに思います。

そういう中で、改善委員会なりやはり庁内に設置をしながら、常にそういったことをやっぱり検討しながら、いろんな見直しをしていくべきじゃないかというふうに思いますので、今後そういう機構改革をされる中で、ぜひともそういう委員会も設置をされてやっていただきたいというふうに思います。その点について伺いをしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（味元和義君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） 庁内に検討部会を設置するという形は、これから十分検討させていただいて、来年度のうちには十分にその内容については検討していきたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 7 番橋本保君。

○7 番（橋本 保君） はい、わかりました。そういうことで、ぜひ努力をされていただきたいというふうに思います。

それから次にですが、職種について伺いたいと思います。

職種については行政職と技能職がありますが、技能職については調理師あるいは学校校務員あるいは水道技術者などがあろうかと思います。行政改革プランの中で、24 年度をめどに一定の見直しをしていくという方針が出ております。とすれば、今後その技能職の職員採用はなくなっていくのかなという印象を持つわけですが、その辺についてちょっと伺いをしたいと思います。

○議長（味元和義君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） 技能職の採用試験につきましては、今後は検討しておりません。

（7 番橋本 保君「採用せんということ」と呼ぶ）

はい。

○議長（味元和義君） 7 番橋本保君。

○7 番（橋本 保君） そういった行革プランの中で一定の方針が出されているわけですが、今回窪川の給食センターの開設がされるわけですが、その中で非常に多くの町民から問い合わせが来ております。多分行政あるいは教育委員会のほうにもそういう問い合わせが来ているかなあというふうに思います。その中で調理師とか配食の採用試験があるのかないのか、今からの検討になっていくわけですが、この行革プランに私も異を唱えるつ

もりはないわけですが、ただこういう技能職についての問い合わせが非常にあるということは、ある意味で住民にとったら非常に魅力のある一応制度というふうな形に自分ではとらえております。そういう中で、例えば給料表とか賃金表を町の条例によって制定をして、そういった技能職への道筋を残していく、新たな職員に準じた形でのそういう給料表とか、ああいう賃金表ができるのかどうか、その辺のことをちょっとお聞きをしたいがですけど、いかがですか。

○議長（味元和義君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） お答えさせていただきます。

この技能職の採用を控えておる、また今後もその予定がないといひますのは、現在のところ41名の技能職員がおります。この技能職員につきましては、従前から言われてきておりましたけれども、民間の企業で従事されている方との賃金の格差といひますか、が非常に高額になってきておるということで指摘がされてきております。また、民間でできるものは民間でやっていただこうと、こういった行政サービスのあり方という見直しもされてきております。こういった中で採用を控えていこうと、不補充でいこうという考え方できております。

平成19年7月に技能労務職員の給与等の総合的な点検の実施についてと、また技能職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針というものが総務省の中から通知、またその指針の提出を求められてきております。非常に今後、先ほども言いましたけれども、民間の人たちがやっていただいているそのサービスとの格差があると、四万十町におきましても、形は若干違うかもわかりませんが、その指標があらわれてきておるというところもございまして、今後については民間のほうに委託ということも検討していきたいというふうに考えております。

また、ご質問の給料表の位置づけができないかということでございますけれども、自治体それぞれが給料表を定めるということはできんことではないと思ひます。以前につきましても、そういった自治体での給料表というのを定めてやっておるところもございまして、そういうふうな形で考えてる自治体も多いかと思ひますが、先ほど申し上げましたように、四万十町としては国の出した指針に沿うて、現業の技能職員については不補充で、民間の方々にできる仕事であればお願いをしていこうという考え方でいっております。

○議長（味元和義君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） 一定の方向性は私もわかっているわけですが、この問題について

は別の場で議論をしていかななくてはいけない内容かなというふうにも思いますので、またそちらのほうで議論をしていきたいというふうに思います。通告よりずれていく可能性がありますので、その辺はまた別の場所で議論をしていきたいというふうに思いますが、一つにはそういう給料表、賃金表のあれについては一定できるというふうな認識でよろしいんですね。

それでは、次に移りたいと思いますが、次に職員採用で年齢枠の制限があるわけですが、今回、8月29日の新聞に、県の上級職採用試験34歳枠ということで出ておりました。つまり、29歳から34歳までに引き上げたことが、そういうふうに掲載しておりましたが、四万十町も現在採用試験の告示がされております。その中で、看護師は40歳、それから行政職が30歳という条件が定められていますが、行政職と看護師の年齢、40と30という年齢差があるわけですが、これについてはどういう経過の中で年齢枠が定められてきたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（味元和義君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） 問者のご質問どおり、一般行政職につきましては30歳、昨年度、今年度もですが、採用される看護師につきましては40歳の年齢枠を設けております。採用試験に当たりましては、従来から特に一般行政につきましては、長期勤務をしていく中でキャリアを形成するという観点から、新規卒者を中心に募集、採用を行っております。こういった形である一定上限を定めて採用するという方法をとってきております。看護師につきましては、大正、十和地区の看護師になるわけでございますので、非常に採用、募集といいますか、採用になる方につきましても、条件的に配慮しておく必要もありやあせんか、多くの方々の採用をさせていただけるような環境をつくっておくということが必要じゃないかということも想定した中で、40歳という枠にさせていただいたというところでございます。

○議長（味元和義君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 看護師の採用年齢の関係につきまして、私のほうからちょっと補足をさせていただきますが、一般行政職と違いまして、看護師の場合は即戦力といいますか、当直等もあるわけですし、なかなか看護学校を卒業した看護師が即当直に入ったり、あるいは医師の指示のもとで治療行為を行うということは非常に難しいわけでございます。人命にかかわることでもございますし、要は即戦力ということを考えまして、ある一定実地の経験のある者ということを勘案した結果、40歳ということも一つの要因でござい

ざいます。

○議長（味元和義君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） 看護師の場合には即戦力になるというふうな答弁をいただいたんですが、今まで、合併前も含めて、ずっと40歳できたのかなというところもあるんですが、旧大正、十和、窪川で。その辺の採用状況をちょっとわかっていたら教えていただきたいのですが、十和の場合はどうでしたか。

○議長（味元和義君） 高瀬副町長。

○副町長（高瀬満伸君） 十和の場合は、私の記憶違いかもしれませんが、多分35歳を一つの基準としていたがじゃないろうかというふうに記憶をいたしております。大正の分についてはちょっと把握をしております。

○議長（味元和義君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） 私も多分35歳という制限枠が一定設けられていた時期があったかなというふうに思います。それから、今回40歳というふうな5歳の引き上げということになっております。うがった見方の中で、採用前からこの人が採用されるがじゃないかというふうな、憶測ですよ、の中で、そういう一定制限を設けてきたというふうなことはないというふうに思うのですが、そういうことも含めて、やはりこの採用については一定の明確な基準、そういったものがある意味では必要じゃないかなというふうに思っております。

そういう中で、今回県の枠が、上限が広げられたということで、今後四万十町においても、看護師については40歳という枠を設けられておりますが、例えば四万十町でもこの行政職が30歳から34歳あるいは35歳、そういう引き上げができないのか、その辺のことを伺いをしたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） 採用枠の拡大、県がことしの4月ですか、されておまして、民間から養うた能力、感性、そういったものを生かして人材確保をしていこうという考え方で採用枠を広げたことが新聞に載っております。確かにご指摘のような豊かな職務経験を有する有能な人材を確保するということには、この年齢に関係なく採用することが非常に大事になってくるのではないかというふうには思います。今までは採用してそこで、地域の中で人材を育てていくという経過がございますけれども、ある一定今の社会の中でリーダー的に、また地域を活性化する一つの手段として、県がとりましたような採用

枠の拡大ということも視野にして検討していく方法もとらえております。

そういったところで、今後、先ほど私が言いました大幅な退職が出てくることもございますので、そういったことも想定しながら、一定そういうような検討ということをしていかなければならないんじゃないかなというふうにも考えております。今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） 先ほどの課長の答弁の中で、やはり長期的な雇用の中でキャリアを育てていくと、キャリアを生かしていくというふうなこともあろうかと思えます。それから、副町長の言われた即戦力ということもあります。そういう中で、例えば民間の勤務経験の中で培ってきた能力や感性というのは即戦力になるがじゃないかなという印象を持っております。

今回の場合も、平均年齢が31.2歳ということで、30歳で切られた場合には、31、32、そういう方はもう採用が当てはまらないということになってまいります。そういうことも踏まえて、やはり来年度からはそういうことも一定視野に入れながら、検討しますということではありますが、行政の検討しますというのは単なる検討というふうに僕は思っていますので、やはり前向きに検討していくというふうな、前向きをぜひとも入れて答弁をいただきたいと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 多才な人材を確保するということからしますと、年齢制限を拡大をするということがよりベターであるというふうに思っております。ただ、これまでの経過からしますと、一般行政職については、これは基本的には終身雇用みたいな格好になるわけございまして、我々とすればトータルの年齢構成がどうなっておるか、それも勘案をしつつ、やっぱり一定の年齢制限を決めざるを得なかったというところでございまして、例えば現状で申し上げますと、40代の半ばから50代前半にかけて非常に団塊の世代が固まって多くおります。また、30代の半ばから30代の後半ぐらいまで、非常にいびつな構成になっておりまして、今後長期を見通した場合には、やっぱり特に若い20代の職員が少ないということでございまして、トータルの今後平均的なバランスを保ちながら職員採用をやっていかなきゃいけないかなというふうに思っております。ただ、総務課長も申し上げましたように、近い将来相当大幅な単年度で退職者も見込まれると、そういったこともございますし、あるいは問者おっしゃいますように、

年齢幅を緩めて一定の経験のある民間人を登用していくという観点からすれば、この年齢制限については今後見直しをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（味元和義君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） ぜひともそういう、確かに年齢構成もあろうかと思いますが、やはり経験豊かな人材、あるいは幅広い形の中でのやっぱり職員採用、そういうのが一定必要じゃないかなというふうにも思いますので、前向きに今後検討していただきたいというふうに思います。

それから続きまして、2点目であります、住民が満足する行政運営とは何かということで、非常にテーマがつかみにくいとか絞りにくいとか、そういう印象もあろうかというふうに思いますが、私の視点で伺っていきたいというふうに思います。

行政が住民に提供するサービス、つまり住民が満足をする、行政からのサービスを受けて満足をしていく、そういうことは何を基準にしているかというふうなテーマであります、いわゆる広義の意味での行政サービスあるいは公共サービス、そういったものは今回は省いていきたいというふうに思います。いわゆる狭義、つまり狭い範囲の中での行政サービスについて伺っていきたいというふうに思いますが、例えば職員と住民との関係で、住民が今一番何を望んでいるのか、あるいは何をしてもらいたいのか、そういう視点なわけですが、つまり直接住民と向かい合う部署、例えば窓口業務でもいいし、例えば土木とか林業、そういった住民の要望を受けて対応していく、そういう部署ですね。そういった中で、何をやはり基準にして住民に対応していくのが、一番住民が満足をしてくれるのかなという観点から、幅広いあれになるかもわかりませんが、課長の思いで、まず住民の満足するサービスとは何かということをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） 地方分権が進展する次第、市町村の役割というのは非常に大切な形が生まれてきております。高度、多様化、そしていろんな住民のニーズに対応していくということから考えますと、多角的な方面の行政サービスを求められてきておりますので、そういった住民の多様な価値観に対応する、そういった必要があります。そういった必要を実施していくには、やはり住民サービスの基本的なところは、まず最初に一義的には公益性、またそれを行っていく実施義務、これの大小がそのことを決めていくのではないかというふうに思います。やはり公務員である以上は、いろんな要望に公益的に対応し、それをすぐさま実施に移せる、そういった義務、これの大小がそのサービスの満足度

の基準になってくるのではないかなというふうに思います。いろいろこの考え方の中には、それだけではいけないというところもございます。現在これくらい地方が抱えておる問題がある中で、そのことだけではなし遂げていくことはできない、住民のサービスを、満足度を高めていくことはできないというふうにも思います。まず、受動的な与えられた業務だけを行っていくというのではなくて、やはり職員としては積極的に町民の意向を酌み取り、能動的に変化していくと、そういう対応というのがこの満足度の判断になってくるんじゃないかというふうに思います。

○議長（味元和義君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） ありがとうございます。課長の言われた住民の要望に応じて、公益性を持ってすぐに実施をしていく。私もそのとおりだというふうに思います。つまり、住民が満足するサービスとは、私の視点では、やはり与えられた仕事をてきぱきと迅速に行うことが、住民が一番満足するサービスではないかなというふうに思います。というのは、私自身も以前そういう仕事をしておりました。そこで、住民からの要望を受けて、笑顔とか挨拶とかそういったものを抜きにして、やはり仕事をきちっと早くしてやるということが一番のサービスだということを、自分自身も身をもって経験したことがあります。それが住民が一番満足することだよということを、私自身も住民に教えられたことでした。

そういうことで、やはり行政というのは、住民の要望を受けてすぐに対応してやる。それはできる部分とできない部分が確かにあると思います。そういう中で一定取捨選択をしながら、できないものはできませんと、これはちょっと難しいなということは、そのことをきちっと伝えていくと、そういうことをやっぱりやる。これはできそうなね思うたら、積極的にそれに取り組んでいく。やっぱりそういう姿勢が一番行政の中には求められているんじゃないかなというふうに私は思っております。このことについては職員能力も含めて関連をしてきますので、能力開発についてと一緒に質問をしていきたいというふうに思います。

その中で、確かに人それぞれ能力の違いがあります。例えば、事務的にきちっとできる人、あるいは技術的にきちっとできる人、いろいろ能力的な部分であろうかというふうに思います。その中でやはり大事なことは、そういうこと、与えられたことをいかに早く能力を持ってやれるかということですが、それはうまく行政の中で適材適所の中へ配置をされて、やはりその能力がそこから生かされているかどうかということが一番の基本になる

がじゃないかなというふうに私は思います。

そういうことで、職員の能力開発ということについて何か基本的な取り決めというか、四万十町の中で指針というか基本的なものがあるのかどうか、その辺をちょっとお伺いしておきたいと思います。基本方針みたいなもんがあるのかどうか。

○議長（味元和義君） 浜田総務課長。

○総務課長（浜田好清君） 現在、四万十町の人材育成の基本方針は定めております。その方針に沿って四万十町の職員の職員像といいますか、どんな感覚を持って行っていくかということを進めております。この人材育成というのは、先ほどもちらっと披露させてもらいましたが、大きな財産であるというふうに思います。そういった意味では、職員の能力を開発、また育成、これを最重点に置くということが、ひいては町民のサービスになるのではないかとこのように、重要な問題として考えております。

四万十町が今行ってる各種研修につきましては、こうち人づくり連合によりまして、それぞれの段階研修、専門研修、そして全国的な研修等を計画的に実施はしております。それについても毎年割り当てをいたしまして、積極的に研修をしていただくということも取り組んでおります。それ以外に、やはり四万十町の人材をどのように進めていくか、そういった検討委員会を今現在立ち上げております。この人材育成基本方針に沿って、どんな人材に育てていくか、それぞれの項目を描きながら、それが生かされる方法、例えばやはりその職場の風土を盛り上げる管理職を、本当にその課が研修を踏んだ後の対応に生かしていただける、そういった一つの職場風土をつくっていく、職員が研修をしやすくなる。それぞれこの風土にもいろいろな形のとらえ方ございますので、生かせる形、みずから学んでいけるような形、そういった職場、四万十町の職場風土にしていくということがねらいでございますので、今後この検討委員会を中心に実施した評価等も含めまして検討して、その実践に移していきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） そういった検討委員会も設けながら、この能力開発をしていきたいという中身ではありますが、こうやって地方分権が進んでいく中で、職員の能力開発というのは必要不可欠であろうというふうに思います。四万十町をやっぱり活力ある町にしていくために、ぜひともそういうことを取り組んでいただきたいというふうに思います。

以前、十和の時代には県庁に、人事交流を行っていましたが、今はそれはやられてないですか。やられてない。いろいろ内容的にはどうかなというところもあるのですが、十和の

時代に、たしかうちから七、八人が高知県庁のほうに行かれた経過があります。私が見るには、帰られてから非常に能力が伸びたなという、やっぱり対住民との関係、能力的な関係、そういう面で非常にすぐれているなど、変わったなという印象を僕持っております。若いそういう方が今育ってきているんじゃないかなというふうに思います、四万十町の中で。ということは、やはりそういう、例えば県とかあるいは民間会社、そういったことを含めてやはり研修をさすことが、新しい四万十町の中で非常に力を出してくれるんじゃないかなという印象を持っておりますので、ぜひともそういう形のものがとれるようであれば、今後ぜひともそういう研修の場を職員にどんどん与えてやっていただきたいというふうに思います。

何というても組織というのはやっぱり人です。人の力がもう一番じゃないかなというふうに思います。長期的な視野に立って、総合的にやっぱり人材を育成していく、そういうことがこの今四万十町でも急務になるんじゃないかなというふうに思っております。そういう能力開発をされた方が力を出してくれることは、非常に四万十町の中で意義のあるものになるというふうに思っております。また、職員をやっぱり生かすためには適材適所、先ほども言いましたが、そういう配置をやっていく、これがやっぱり四万十町の命運を握るかぎではないかなというふうに思っております。

先ほど言いましたが、折しも来年4月にはそういう機構改革が計画をされているということでもあります。管理監督者として意識改革も大変重要だと思います。町長としてこういう問題にどういう決意で取り組んでいくのかお伺いをして、私の質問を終わりたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 県、とりわけ現在の市町村振興課あたりへの派遣については、私も旧窪川町時代はそういう派遣もやってまいりましたが、でき得ればこれはぜひやっていきたいというふうに考えております。

ただ一方では、先ほどのご質問とも関連をしますが、定員管理の中で職員数がかなり急激に減ってきておる。そんな中で、業務はむしろ地方分権の進展の中で増えてきておるとい状況がございまして、なかなかそういう余裕を生み出しにくいというのが実態でございます。加えまして、県への派遣以外に今のところ、租税債権管理機構あるいは高幡広域の一部事務組合への派遣とか、そういう派遣も求められておりますし、近々また後期高齢者医療連合への派遣とか、そういう話も出てこようかというふうに思っておりますが、や

はり長期を見据えた能力の高い職員を育成をしていくという点においては、県への派遣というのが非常に有効であろうというふうに思っております。

機構改革に合わせまして、そういう余裕が生み出せるかどうか、今は何とも申し上げられませんけれども、そういったことも視野に入れて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（味元和義君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） 消極的なご意見をいただいたわけですが、確かに財政的には厳しい状況であろうかというふうに思います。町長も県庁上がりですので、町長の能力を見たらすばらしいと僕は思っています。そういう能力の中で、やはり同じように職員を高めていく。そういうことは、やはり余裕は、町長、つくらんとこれはできんと思います。やはり余裕ができてから派遣をしていくというふうなことではいかんがじゃないかというふうに僕は思っています。やはり余裕はみずからつくり出してそこへ送り込んでいく、それが四万十町には財産としてはね返ってきますので、そこが大事じゃないかなというふうに思いますので、やはり積極的にその余裕をつくって、財産をつくって、やはり四万十町をこれから豊かな町にしていくというその決意が私は欲しいと思います。そういうことで、町長の答弁がなければそれでいいんですが、ぜひとも積極的に余裕をつくっていただいて、能力のある職員をつくっていただく、そしてそれを住民に還元をしていく、そういうことをお願いして私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 7番橋本保君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより2時40分まで休憩をします。

午後2時24分 休憩

午後2時41分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番山岡義正君の一般質問を許可します。

5番山岡義正君。

○5番（山岡義正君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に従って一般質問を行いたいと思います。何分先ほど来一般質問をほかの方々がされてる中で、手直し手直しをしておりましてところが、一般質問でやる案件が真っ赤になるばあ修正してしまいましたので、多少前後するところがあるかもわかりませんが、ひとつご容赦のほどお願いい

たしたいと思います。

それでは、通告書にありますように、ケーブルシステムの将来像とその実効性を問うという、おっこうな話になっておりますが、今ある計画のうちのその確認と、そして将来に向かってのその計画についての質問を行っていきたいと思います。

現在進められているケーブルネットワークシステムについては、多少なりとも理解をしているところではございますが、四万十町前期振興計画ではケーブルシステムに関連する予算が22年度で終了されるようにとられておりますが、その後の計画が明らかにはされていないようでございます。そこで、当初町長の行政報告の中にもありました現在の見るテレビから使うテレビへと、行政報告の中でも言っておられますが、このネットワークシステムそのものの進化も進めなくてはならないと考えておるところでございます。

その今後の計画と実効性についての質問をいたします。

我々議員の中でも、私は今回視察研修の中で、政策提案をできる研修をとの議長の指示に従いまして研修を重ねてきたところであります。そういった意味で、私は鳥取県の八頭町の給食センターの視察旅行に行つてまいりました。この件につきましては、給食センターのことについてでございますので、教育民生常任委員会の中で議論をさせていただきたいと思っております。

今日は、もう一方行ってきましたケーブルネットワークシステムの構築と機能の充実ということを目指して、米子市の中海テレビのほうを視察研修をしてまいったところであります。あっちこっち行つてますのですみません。中海テレビを視察旅行したところでございますが、この中海テレビは営業成績が非常に良好であり、また若者の雇用創出にもつながる安定した経営がされておりました。しかしながら、私の今回の視察に関する考え方と少し違いますのは、ケーブルシステムを勉強するためと思つておりましたが、少し感覚がずれたところがありましたので、この件について中海テレビのほうにもお聞きしたところ、今後将来的にはこの中海テレビの中でも相互通信ができ、そういった中で独居老人等の管理も含めたことにつなげていきたいと、ネットワークシステムを相互通信できるネットワークにしていきたいというお話もお伺いしました。

私たち旧窪川町の出身の議員であります。私が窪川町の議員のときに、郡の議長会の指導を受けまして、県外研修を行つてまいりました。そのときに行ったのが、群馬県の南牧村でありました。南牧村では、ケーブルテレビ、そしてインターネットはもとより、告知放送、緊急通報、在宅医療管理システム等非常に導入されておりました。当時、旧窪川町

ではケーブルテレビを初めケーブルシステムの敷設計画はなく、研修自体そのもんもいつの間にか忘れてしまっておりました。ところが、合併後、2011年地上デジタル放送が完全放送化されるということになりまして、本町ではケーブルネットワークシステムが導入され、ケーブルテレビ、インターネット、そういった環境整備が進む中、南牧村の研修を思い出したわけでございます。今後のネットワークシステムの方向性について、関連したご質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1点、現在行われております計画の中での告知放送、緊急放送の通達方法についての具体的な方法をお聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 先ほど質問の前に、前段議員おっしゃられました南牧村ですかね、そこでのケーブルテレビも聞いたことがございます。まさに村が運営するケーブルテレビで、少ない1,500人ぐらいの村でしたでしょうか、その中で、高い料金、料金としては、加入料は10万円かしらんいただいて、月々の料金も3,000円とかなんとか、少ない加入世帯ということで、運営にも非常に高い住民にも負担を求めながらやっているところだと聞いております。それも100%の加入で運営しているように聞いておりました。

それから、議会の視察で行った中海テレビ、この内容は、民間のケーブルテレビ放送局ですので、そういった意味での公益性というの非常に難しい、研修内容としてはなかったものかもしれません。ただ、ここの有名なところは、コミュニティーアクセスチャンネルといいまして、住民がいろんな形でそのケーブルの番組を使いながら伝え合うということで全国的にも有名なケーブルテレビ局でございます。そういった意味では研修ができたかなというふうに思っておるところです。

それから、ご質問のあります告知放送、緊急放送の関係でございます。これの内容についてですけど、基本的には緊急時の情報手段として、四万十町全域に整備するものでございますが、1つは、災害時の発生における吹鳴等、それから緊急時の告知する放送の2つの役割を担っております。その伝え方の一つは、屋外拡声機を設置します。おおむね現在のところ全地区で250カ所、ことし行ってる範囲では108カ所ということになっております。それと同時に、少ない世帯といいますか、大鶴津、小鶴津といったところで、屋外告知よりも屋内告知端末機の設置のほうが合理性があるといったようなところについては、戸別の受信端末機を置くようにしております。その設置数は3地区でおおむね1,5

00機、今回の工事区間では800機ぐらいを想定をしております。ただし、これについても、実際机上といたしますか、現地を図りながら見たわけなのですが、現実そこがいかどうかといった判断は、実際設置しないと、もっと具体的な位置等の確定というの難しいと聞いております。十和の場合にも、工事をしながらその位置の判断をしたということも聞いておりますので、現実これから、机上だけではなくて、例えば消防の分団長なりとか区長さんなりとか一定のご意見を伺いながら、屋外告知施設のスピーカーですか、その位置の決定に至るのではないかとこのように思っております。

それから、その施設をどういうふうな形で告知していくかということでございますけど、基本的にはだれも使うことができます。というのも、電話で、基地局といたしますかね、そこを呼び出して、暗証の信号を送って、それから電話で話をするができるというようなことになっております。例えば、当然ながら親機の操作卓を置いておるセンター局舎でもできますし、それからあと子機を置きます本庁と大正、十和は総合支所、興津出張所、それから四万十清流消防署及び西分署には親機もしくは子機を設置しておりますし、先ほど言いましたように、そこに向けての制御、電子制御といたしますか、電話での制御での放送もすることができます。例えば、災害時、町長がどこにおりましても、町長の肉声、電話を通じた感じでの肉声での一斉放送ということも可能でありますし、区長さんがその地区のエリアに対して、その地区の情報を流しをするということも可能になっております。

それからもう一つ、県内で初めて緊急地震速報、J-A L E R Tといたしますけど、それも行っていくような段取りもしておるところです。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番山岡義正君。

○5番（山岡義正君） 確かにそのとおり、わかりました。

ところが、1つ、先ほど鶴津地区の話も出ました。そういった中で、今回ケーブルテレビを各家に引くところ引かないところ、そしてまたそういった中で、屋外用の拡声機、その中で入っていく、こういった問題の中で、災害対策で一番問題になるのは、せっかく屋内に告知機を置いた中で、ところが余りやかましいから音を下げ、さあ地震だというときに、そういった中ではそういったことの情報が入らなかったというようなこともあります。また、それは、告知機のあるところはいいいですが、全員に行くわけじゃないんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。そうすると、未加入の家庭への告

知、端末告知、こういったことについての対策はとられておるかということを重ねてお聞きしたい。

それと、せっかくの告知放送として、放送だけだと思います、今回は。というふうに考えるわけですが、先日議会運営委員会の中でも、実は一般質問についての通告書、この取り扱いについて、ファクスで連絡がとれないものかということで確認をいたしました。ファクスでの申し入れも構わんじゃないかというような話もしたところでございます。これからは、そういった中で、行政の告知、こういったことについてはファクスでも通用していくんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。例えば、この告知のファクスにつきましては、費用もかさみますが、逆に言えば、例えば区長さんのところへ置いておって、会への出欠の確認とか、またそういった中で文書的なものを流して、それからファクス流して、区長さんにほかの方へ回覧してもらうというような方法も考えられるんじゃないかなというふうにも考えておるところでございます。

この2点について、どのような計画されておるかお聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） 緊急告知は、いわゆる公の役割だと思います。そういった意味では、ケーブルテレビに加入してるしてないにかかわらず、通知すべき内容だと思っております。そういった意味では、例えば五、六地区の、五、六人世帯の集落で非常に離れておると、連檐していないというような地区については、屋外の告知施設よりも屋内の告知施設のほうが合理的であるというような判断もされるところもあるかと思います。そういったところについては、ケーブルに入っていないところについても当然引き込みをし、屋内告知の端末機を置くというようなことになろうかというふうに思います。現実ある地区においても、2世帯の地区でしたでしょうか、入らないというようなところも聞いております、現段階で。それについても、当然屋内告知の施設については引きますよといったようなことは話しておるところです。それ、そういった形で対応していきたいというふうに思っております。ただ、人数が、世帯数が少なくても屋外での、いろんな入り込み客がおるといったようなところもあるかもしれません。そういった意味では、必要に応じて現地の中で判断することもあるかと思うわけなんですけど、少ないからといって屋外施設が要らないということにも当たらないかもしれません。そういったこと、現地踏まえながら具体的な対応していきたいというふうに思っております。

それから、議員のほうからファクスの告知をということのご提案をいただきました。基

本的には、今回のケーブルでは、テレビの放送のみならず通信の設備も一緒に各家々まで運ぶようにしておりますので、当然ファクスも可能、それを使つてのファクスも可能です。ＩＰ電話に加入すれば、当然ＩＰ電話を使つてのファクスということも可能ですので、基本料金は当然現在のところ６００円ぐらい課すでしょうか、そういった利用でも可能ですし、区長さんにファクスの機器を置くか置かないかということ、当然お金がかかりますので、そこら辺の検討も当然必要なわけなのですが、そこら辺利用度があるかないか検討していきたいというふうに思っております。

それからもう一つ、それは区長さんに対する行政からの情報伝達の方法でといったような感じの提案だと思うわけなのですが、今回のケーブルテレビの中にデータ放送といった機能も加えるようにしております。四万十ケーブルテレビ、１１チャンネルになるわけなのですが、その中で、データ放送のｄボタンを押したら、その中でデータが送信されるようになります。それで、いわゆる区長さんの回覧なりとか住民さんへの回覧といいますか、そういった機能もあわせ持つてやれることになろうかと思います。

以上です。

○議長（味元和義君）　５番山岡義正君。

○５番（山岡義正君）　ぜひそういった方法を使いながら、せっかくこういったものをやるわけで、やはり町民全員が同じような利益を享受しなくちゃならないと思っております。ぜひ全員に同じようなサービスが行き渡る方法をとっていただきたいと、そういうふうに考えております。

それで、口でございます。緊急通報システムと在宅健康管理システムの導入についてでございます。

こういったことは、総合通信システムが今回可能であるというふうに聞いております。独居老人からの緊急通報システム、これは万が一というときに、どこかへ通報を送り、そしてそれからすぐに手が差し伸べれるというようなものも必要じゃないかなというふうに考えておるところでございます。

先ほど申し上げました南牧村においては非常にお金もかかりますが、在宅介護支援センターを終日２４時間回っておるそうでございます。そこへいろんなデータが入る。例えば、我々も本当あと５年もしたら、非常にそちらのほうへ近いようになります。そういった中で、今嫁さんがおるけええようなものの、ひとりになったときに、嫁さんに逃げられたら困りますが、ひとりで生活をする方にとっては、非常に緊急な事態に陥ったときに、

どういった通報システムがあるかというようなことになったときに、やはりこういったものがあると、それを使うことによって、何かボタンを押して、そしたら介護支援センターなり、そこまでいくかどうかわかりませんが、そういったところに集約して、そこからすぐに手だてがとれるとか、またそれから、今からますますメタボに、私なんかもメタボに近いんですが、そういったことで、血压とそれからいろんなことを情報を送り、管理監督していただきたいというものが今後ありゃあせんかなと。また、そういった健康管理システムによって、各一人一人、若い人は関係ないかもわかりませんが、老人の方々にとっては非常に助かるんじゃないかなと、またそういったことが今後の健康向上にもつながっていきやあせないかなというふうに考えております。

そういった意味で、こういった緊急通報システムとか、それから在宅健康管理システム、こういったものの導入を考えられておるのか、それからこれは財源が整えばすぐにでも手だてのできるものであるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） まさに議員さんおっしゃるように、この情報基盤整備のために整備するのではなくて、いかに利活用するかいう、本来の目的でもあります。そういった意味では、緊急通報情報システムとか在宅での健康管理システムとかといったような、当然そういったような、日本語で言ったらわかりませんが、片仮名で言うたらアプリケーションというわけなのですが、そういったようなことは当然開発していく必要があらうかと思ひますし、それから国のほうもそれに対する支援策ございます。津野町でもその在宅の健康管理システム、多分今やっていると申すわけなのですが、ICT活用モデル事業というので、100%の定額事業であるわけなのですが、それを活用して3年間やっておると聞いております。そういう意味では、ケーブルの説明会のときにも、十和で実験的にやりました在宅での健康支援をどう進めていくかということも、当然これから検討する必要にならうかと思ひますし、それから前、戸田議員さんからやったと思うわけなのですが、自分らも、郵便の配達、新聞の配達するときに、おるかおらんかの安否の確認を独居老人なりにしていきゅうと、何かの形でそこら辺安否確認の制度できんかと、ケーブル使ってという話がございました。まさにそこら辺の生活反応といいますかね、現在でも湯沸かしポットでの、使ってるか使ってないかというのを電話回線通じて東京なりの親御さんに知らせるという制度、そういう機器があります。そういう意味では、各家々に通信基盤も整いますので、それなりの機器を親御さんなりが買っていただければできるとか

といったようなことは当然できましようし、それに対する、できれば金銭的な支援ということも検討する必要があるかと思います。いずれにしても、いろんな形で活用ができますので、今後も、現在のところ、いろんな皆さんのアイデアも求めているところですけど、庁舎内での。また、庁外でも委員さんとして、広がるつながる委員会という住民交えた委員会もこしらえております。そういった中でもいろんなアイデアを出していただきながら、なるべく費用もかからないような知恵を出し合いながら、そういった使えるテレビにしていきたいというふうに思っております。

○議長（味元和義君） 5 番山岡義正君。

○5 番（山岡義正君） 大体わかりました。またそれについては、ニのケーブルシステムの維持管理、あとの国の財政援助等については、またもう一回改めてご質問したいと思います。

それでは、ハの災害時の断線回避ということでございます。これは課長もご存じのとおり、今中海テレビのほうでも、これは山間部、こういった面においては、ケーブルテレビのシステム上、断線の場合には非常に時間がかかると、この回復のためには数時間を要するというようなことが言われておりまして、中海テレビのほうでは複線をされてるところもあるというふうに申しておりました。こういったことについて、素人ではなかなか私たちが判断ができないところでございますが、一部単線、一部複線というような方法が使われるもんか、もし使えれるとしたら、やはり災害時に危険度の高いところにおいては、そういった方法もとられていいんじゃないかなというふうに考えるところでございますが、こういったことについてどのように考えられておるかお聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） それこそ四万十町の地域特性といいますか、本流、支流の川沿いにずっと集落が点在しているということで、非常に放射状にケーブルを配線しなければならないという、非常に安定性といいますか、そういった災害時の断線の危機回避に非常に困難なところでもあります。そういう意味では、山を越えながら断線しても今度は反対側から通信が流れてくれるようにとか、それから先ほど議員さんおっしゃいましたように複線化、当然そういう対応には強みを持つわけなのですが、非常に予算もかかるというところがあります。そういった意味で、四万十町の場合、本流でしたら対岸にも入っています。対岸と国道沿いといいますか、そういう意味では複線化に近い内容にもなっていると思いますし、それから梶原も今回ケーブルをやるようにしておりますし、四万十市の西土

佐地区もやるようにしております。それから、黒潮町もケーブルの計画をしております。そういう意味では冗長性というわけながですけど、そういうつなげることによって断線したときのバックアップといいますかね、そこら辺ができると思いますので、いろんな手を使いながら、有線の弱みといいますかね、もういたし方ない弱みというのが現実あるわけですので、そこら辺は回避しながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（味元和義君）　５番山岡義正君。

○５番（山岡義正君）　ぜひそういった方法なりを考えることによって、なるべくそういった断線の場合に長時間情報が送られないようなことのないように手だてを打っていただきたい、そのように考えております。

それで、二ですが、ケーブルシステムの維持管理に対する国の財政援助はということでお聞きをしたいと思います。

今後の財政負担が非常にどうなるやらわからんねというようなことをいろいろ言われておりました。今後維持管理費に、ついてもどのくらいかかるんじやろというような、いろんな人に聞かれます。そういった辺について、実はこのケーブルシステムについての、有線テレビですか、これについては補助対象事業ではあるわけでございます。当然そのときにはそういった補助を受けて、この工事が行われるわけでございますが、告知放送であれ、そして緊急通報システムと、それからこういったものについては、やはり公共のライフラインのこれは一部になってくるんじゃないかなと。要するに、道路とか道路事情、橋の事情、こういったものは財政需要額の中に算出根拠として出ておりますが、しかし、僕がよう見んか勉強不足かわかりませんが、このケーブルシステムについては、一般通信事務の中の電線とか電力とか、そういったものと同じような対応を受けちゅうんじゃないかなというふうに感じて、その需要額の算定基準の中にどうも入ってないんじゃないかなというふうに感じております。実は、南牧村で聞いたときには、この事業については、一部やと思います、全部やないと思いますが、一部特別交付金の中で算出されるよというような国の話を受けたけど、実はいまだにそれがどこへ来ゆうやらわからなよっというようなことが言われておりました。そういった意味で、このケーブルシステムを敷いたときに、これはあくまでも公共で使うもんであって、一公益事業の中でやっておる事業ではないと思っております。ライフライン、町民のライフラインであり、そういったものを守るためでございますので、今後もこういったことについては交付税の対象になってもおかしいことないんじゃないかなというふうに考えて質問するわけですが、現在財政需要額の中

にそうしたものが含まれるのかどうか、それからまたそういった維持管理に対しての国の交付金等において援助も受けれるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 武内企画課長。

○企画課長（武内文治君） それこそこのケーブルについてはいろんな、国の施策でありますブロードバンドの全地域でできるようにとか、地上デジタル対応を2011年までとかといったような、いわゆる国策に対しての整備支援もあって、それをこたえながら、四十町としても、不採算部門である部門について公の責任といいますか、公平な環境整備ということで、都市部だけでなく辺地も含めて全町域でやっていこうというような方針になったところです。そういう意味では、国もそれに対する支援策をやっていたということになれば、当然その維持管理に対しても、不採算部門で運営しているということも現実ですので、支援をしていくというふうに考えております。

例えば、ライフラインであります電話とかといったようながについては、ユニバーサルサービス、全国共通でということで、それなりの国の施策の支援もしながらというか、各世帯で6円でしたかね、そういった形で固定電話の維持管理もできるような形にしております。そういう意味では、国もこの不採算部門といいますか、辺地での整備を進めて、総体的に採算性が悪いといったようなところについては、施設整備だけでなく運用面も支援、そうしていくといったような話は、県の段階ですけど、県の情報政策課の段階での話は聞いております。多分21年度から制度化されるというふうに思うわけなのですが、まだ国から具体的な制度は示されておられません。そういう意味では、先ほど言いますように、当然支援策は出てこようかというふうに思います。

それから、その整備について県のほうも、行政報告でしたかもしれませんが、施設整備費の5%について基金に積み上げて、5年間でしたでしょうか、すみません、担当でなくて詳しく知らなくて申しわけないのですが、支援制度もできております。そういう意味では、5年間ということであれば、それなりの期間の維持といいますか、その支援もしていただけるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番山岡義正君。

○5番（山岡義正君） そういった形で県なり国なりの施策が出てくるということであれば、またそれなりに対応していただきたいと思いますし、またそういった策がないとすれば、自分たち議会を含めても、やはりそういった方向性つけて、こういったことに

対しては国へも働きかけをし、前向きに進めていきたいと思っておりますので、ひとつ町長のほうもそういった方向では、住民に余り負担がかからない方法をとってやっていただきたいというふうに考えております。

それで続きまして、あっ、町長。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） 私のほうからちょっと補足してお答えを申し上げたいと思います。

実は、どなたかのご質問の関連でお答えしたかと思いますが、せんだって県知事に対して要請を行いました。県としてもできる限り施設整備なり、あるいは運営費について助成をいただけないかということで、ことしの春お願いをしましたところ、早速取り上げていただきまして、去る6月県議会で方向性が出たところですが、先ほど企画課長が申し上げましたように、施設整備費の5%相当を翌年度交付をすると、それを基金として町で積み立てて、後年度の償還にあわせて取り崩して償還に充てると、そういう制度を本町の要請に基づいてつくっていただいたものです。そういうことで、後々の公債費負担も相当軽減をされるということになるわけでございます。

なお、企画課長も申し上げましたように、国に対してもできる限りの要請は今後していく必要があろうというふうに思っております。恐らく交付税の基準財政需要額には当然算入されるであろうし、それから特別交付税なりの対象には少なくともなるだろうというふうに思いますが、あとそのほかにも制度的に助成措置ができないかどうか、また関係町村とも連携をしながら要請をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（味元和義君） 5番山岡義正君。

○5番（山岡義正君） ぜひそういった意味で、町民に負担がかからない、またそういった形でサービスができるような方法をとってもらようをお願いします。

それでは続きまして、2番目でございます。旧窪川町の市街地の用水路、下水路の状況と吉見川の清流保全並びに水害対策を問うというふうになっておりますが、実は旧窪川町市街地につきましては、非常に昔から田んぼも多くて、青線も入り、赤線も入り、そういった中でごちゃごちゃとした町の中にあるわけでございます。その中で、用水路というか下水路、雨水、この区別、用水に使った部分、それから下水を流す部分、それから雨水を流す部分、雨水、特に側溝になると思いますが、そういったものの区別ができておるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） お答えします。

用水、下水、雨水の区別でございますが、用水路といたしましては、かんがいや水道、工業用、発電用などの主に人間の経済活動のために人工的につくられた水路、これ用水路というふうに言っております、本町では一般的な使われ方は、農業用のかんがい用水路ということでございます。それから、下水路といたしましては、用悪水路と言われておりまして、悪水の排除、これは雨水も入るわけですが、雨水も。そのための水路及び下水道として整備して公共の用に供されておる公有の施設、水路を指すものでございまして、これが下水と、下水路と言われております。雨水の雨水路としては、特段には区別はされておりません。雨が降れば用水にも流れていくし、下水にも流れておると。旧窪川の市街地におきましては、本町幹線と琴平幹線という雨水専用下水路が設けられております。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 5 番山岡義正君。

○5 番（山岡義正君） そういった中で、私以前に窪川町のときにもお聞きしたことがありますが、実は下水路を含めたそういった、下水路とは申しませんか、そういった下水を流すものについての整備、これは、簡単に言えば、今琴平川がきれいにああいったような形でされておるわけですが、それにつなぐ青線、谷の水も入っていますし、用水というんで、昔は用水が入っておったであろうというようなもの残っておりますが、こういったもの。それから、金上野から続く一つのこの、こちら側、川の南、川南の分については水路が入ってきておると、これが青線の中でも現存しておると思います。ところが、この現存しておる青線部分が途中途切れておるわけでございます。現実には水路として用を足りなしてないんですが、一部それをつなぐことがええかどうかということわかりませんが、窪川におるときに、これの改修が何とかできないかなと、余りにも下水が流れ込むところがあるから、これを改修できないかなということでお話をしたこともあります、これはなかなか水利権、水利組合がある以上は勝手につつけんよということ言われました。これはそういった水路、水路というか下水路というか、そういった溝の整備につきましては、町民課を含めていろんな補助金も出ておるようですが、手をつけるわけにいかん、建設課が直すわけにもいかということで、非常に難儀をしておるところでございます。こういった中で、下水が詰まる、下水が詰まるというたらおかしいんですが、そういった、用水路か下水路かわかりませんが、青線がそのまま残って、そこが利用されてない関係で、

そのまま詰まって問題になるといったことが起こっております。

そういったことについて、これは今後、いずれにしても、吉見川の保全等含めてそれをきちっとせんといかん。これが、そしたらそのためにはどうするよと言ったときに、その水路の改善事業もやらなくちゃならないというふうに考えております。これについては、やっぱり水利組合があれば水利組合との話し合いをきちっと持って、町の対応すべきところは町に対応してもらう、また水利組合がやるべきところは水利組合にやっていただくというふうな方法を使うてでも、早くきれいにしなくってはもう本当に、先ほど松下議員も言われましたが、汚水についてのEM菌を使うとかなんとかという以前の問題で、どう流すよという問題がかかってきておりますので、ぜひそういった方向については、どのように整備の計画があるか、そういったことについての整備の方法等があればお聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） 整備計画についてでございますが、用水路につきましては、先ほども議員さん申されましたように、水利組合からの申請がなければ、これは水路によって受益を受けるということになりますと、当然負担金、土地改良法による負担金も発生してきますので、そちらからの申請が必要となっております。町道の側溝兼用となっております区間につきましては、一部改修が行われておる箇所もございますが、町なかの施設につきましては、用水路としての改修はほとんどできてないのが現状でございます。

それから、今後の改修計画ということでございますけれども、これにつきましてはまだそういった水利組合との話し合いもできてない状況でございます。現在そういう計画としてはありません。ただ、そういう場合、町道の側溝兼用となっておるような箇所、そういった箇所につきましては、水利組合とも話ができて改修できるという場合を考慮いたしまして、町道の修繕経費といたしまして、国の交付金事業、これの5カ年計画へ上げさせていただいておるところもございます。

以上でございます。

○議長（味元和義君） 5番山岡義正君。

○5番（山岡義正君） そういうふうに、権利がある以上は踏み込むわけにもいかないかもわかりませんが、町の発展のためには、やはり譲るところは譲り、お互いに、お互にというたらおかしいんですが、町のほうも折れて、また水利組合の方にも折れていただいて、どういうふうなきれいな使い方があるやということを模索して、そっちの方向づけを

していくべきであるし、またそういうような努力をすべきであるというふうに考えておりますので、一層そちらのほうへ取り組んでいただきたいと思います。

それで、ハですが、下水処理のために今後の計画ということでございます。

現在、四万十川方式は、浄化槽は3カ所、香月が丘、それから吉見町、それから本町、中に3カ所設置されておりますが、実は自分も市街地の中におるもので、吉見川沿いの住宅に住まれる方々は、下水を直接吉見川のほうに流されております。その反対側といいますか、裏側に、川沿いやなくてその裏側になるわけですが、道路沿いにおられる方は、中央簡水があり、それから向こうへ集約した琴平川の集約施設へ持っていくというような方法で、その下水がある程度は処理されております。ところが、今回も、今回といいますか、この臨時でもそうでしたが、四万十川の景観条例がきちっとして決定されました。また、この前には四万十川条例もあります。いろんな意味で、四万十川の浄化とそういったものについては、いろんな条例なり景観条例なりがいろいろ設置されて進んできておりますが、この吉見川にそのまま垂れ流しになりゆうというものを見れば、前にも、僕が一番思ってるのは、四万十川を汚すがの元凶は窪川の市街地じゃないかなと。この四万十川の中で、上部で人口密集地を持つのはここで、窪川町が一番人口密集地であるというふうに考えております。こういったことでは、清流保全とか口先でええこと言うて景観条例やったり何やっても、やはり一番のもとになる川そのものが汚れてしまうと、これは何の意味も持たないというふうに考えておるわけでございます。これについての、吉見川へそのまま直接流す、こういったことに対する今後の対策、これからそういった四万十川方式を言われた浄化槽をつくっていくのか、今合併浄化槽がずんずん整備されて、そういった意味ではある程度下水に対しての浄化は進んでおりますが、今後の計画としてどのようなことが考えられておるかをお聞きしたいと思います。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） お答えいたします。

先ほど議員おっしゃるとおり、やはり合併浄化槽を設置していくという方向で町としてはっております。本来公共下水というのが最も効果的かもしれませんが、というのは町なかにおいてはなかなか、密集して家も建っておりますし、合併浄化槽の設置、槽の設置がなかなか困難ではないだろうかというようなことを含めて、公共下水のほうがあるかに効果的とは思われますけれども、なかなか設置するについても高額にもなってまいりますし、従来の流れから申しますと、やっぱり合併浄化槽を推進していきたいと、その

ように考えております。

排水路については、ちょっと全体にどれが排水で、どれが用水かというの、先ほど議論がありましたけれども、ちょっと私のほうでも十分な把握ができてませんので、今後建設課のほうとも議論しながら確認をしていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） 5番山岡義正君。

○5番（山岡義正君） ぜひそういった方向で進めていかんことには、川というものは汚れる一方であるというふうに考えます。

そこで、何ですが、ついでにというたらおかしいんですが、合併浄化槽のことについて1つだけ、自分がちょっと疑問を持ちゅうもんで、今後考えていただいたらということで、ここで取り上げさせていただいておきますが、実はこの合併浄化槽というのは、今募集中ですよ、それを、施設やられる方。これ人数が決定されるんですよ。で、人数が決定された上、次に補助金がおいてこの事業を行う。そういったことの中で、実は私ところ数年前になりますが、実はこの申請をして、当たるやら当たらんやらわからんけど、当然そういったものをやれば補助金ももらえるんじゃないか言うてやったところが、その後になって、くじ引いたら外れちゃったということで、つくったわ、負担はこっぴりしょっとかるうたようなことがあります。そういった意味では、前向きな取り組みをさすことで、これは事業をしたいから申請をするということであれば、全体総額何ぼの中で、例えば10人が15人に増えれば、それを15人で割るというふうな方法もあるんじゃないかなというふうに、負担をとにかくみんなにやめらす。そしたら、今やったら、10人でやれば5人があぶれて、全部自己負担なんですよ、あれ、次にやれば。そういうことではなかなか前向きに進まんということです。これは通告には入ってないんですが、合併浄化槽の件に関して言えば、そういったことについての今後の取り組み方、これについてもう少し再考していただきたいというふうに思います。それについては、課長、どういうふうに思いますか。

○議長（味元和義君） 市川町民環境課長。

○町民環境課長（市川敏英君） 言われるとおり、いざやったもののつかなかったようではどうにもならないということで、ここ2年ぐらいですかね、5年間の国、県の事業入れて、今合併浄化槽の設置をしておりますので、要望になるべくこたえられるように、例えば今65件が出ていると思うんですが、昨年度も60件で、すべての方に漏れなく工事のほうを免除ができたということですので、ことしもその範囲、例えば途中多少増

えても、その5年の範囲で総額が決まっていますので、若干、12月なら12月の機会でお願いますと、ちょっと増やすという形はとれると。なるべく不都合のないようにできたらいいかなと考えておりますし、それからもう一点、先ほどの吉見川、大変厳しい状態だと思います。その中で、今現在議員おっしゃるように、四万十川方式が3カ所設置されてまして、琴平川においては流域で2,000人分の処理をしていると、それから本町においても1,000人分の処理をしているというようなことで、かなり地域の汚水については処理ができていないかなと。僕もちょうちよく吉見川を最近見にも行くんですが、最近増水しましたんでね、当然きれいなんですけれども、水が前よりはかなりきれいに、じゃないかなと思って最近は見えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番山岡義正君。

○5番（山岡義正君） そういった形で浄化槽のほうもひとつ取り組みをやって、将来的に、向けてやはり、吉見川の清流、吉見川の清流とは申しませんが、吉見川を守ることで、四万十川を守っていくという方向で、いろんな政策を打ち出していただきたいというふうに思います。

それで最後になりますが、市街地における水害対策の基本的な考え方ということでございます。

これは以前から言われておりました吉見川の逆流防止については、これは組合との設置等含めて、今現在行われておるというふうに聞いておりますが、ところが先ほど申しましたように、川沿いの家庭については、こういった太い排水口があるわけじゃなくて、小さい排水口が全部各家庭から出ております。これから実は逆流をする分が結構多いというふうに思います。これは以前の、ここ二、三年前の工事のときにもそうでしたが、管が詰まったというて、それからじわりじわりじわりじわりとしみ込んできて、入り込んできて、本町の下の部分がつかったというような現状になっています。これは、そのときにはすべて各家庭の小さい排水口からの流入、逆流によるものでございました。そういった意味を含めて、これ堤防がいっぱいになったときにはどうしても起こり得る現象だと思っております。これは、そのときには中へ降らなかったわけで、それに引き続いて町の中に雨が降っていたとしたら、非常にこれはもう対策のとりようがないというふうな現状にもなったんじゃないかなというふうに考えております。

そういった意味で、吉見川の問題は水害対策ということでございますが、大雨が降れ

ば、すべてこの市街地に一カ所に集まる、これについてどうしようもなくなるわけですが、この水を、なかなか難しい工事になります、以前の枝川が随分とつかってありました、いつもこれは。それで、どうするよということになったときに、やっぱり分水をしたという経緯がありますよね。今回仁淀川へ直接流すといったような方法を考えた上で、水害を防いでいくというふうな方法も考えるわけです。こういった意味で、上流部に降った水を直接四万十川へ流す方法はないものか、また四万十川でなければほかへ流す方法はないものか、そういった根本的な水害対策があるかどうかということ、非常にそういったことになる、太いお金もかかりますし、それから1回、下元議員ですか、質問されたときに、ここへ貯水池があると、貯水池をつくるには太い金額が要るよというようなことも言われておりましたので、ぜひその件について、貯水池をつくるのがええか、水を分水してどっかへ流すのがええか、こういったことについての根本的な考え方があれば、その計画をあればお聞きしたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 武市建設課長。

○建設課長（武市逸夫君） 現在吉見川の河口には、河口から日ノ出橋までの間でございますが、この間に大きさが150ミリから1,800ミリまでのさまざまな大きさの排水口が両側合わせて55カ所出ております。そのうちフラップゲート等が設置されております箇所は、昨年設置しました4カ所含めまして、右岸、左岸それぞれ8カ所の16カ所となっております。調査の結果ですが、逆流ありという調査結果で残っている箇所数は、小口径のものも含めまして、左岸で、上流から見て右岸、左岸ですが、左岸で7カ所、右岸で1カ所がございます。ゲート設置できる箇所につきましては、昨年度分を含めましてすべて設置しておりまして、今現在は県当局の堤防の改修待ちをもって実施していくというところになっております。

それから、上流部の降った雨を直接本流へ流す、迂回をさすという計画はどうかということもありますが、それにつきましては金上野から西原間に向けて流すのが一番近いと思われかもしれませんが、そうなりますと、トンネル部分が1,000メートル以上になると考えられまして、県の現在の状況では、当面困難ではないかと考えております。それ以前に、それよりまずは、さきに申しましたとおり、町なかの堤防の改修を完成させていただいて、フラップゲートの設置をまずやらなくてはと考えております。

それからほかにも、この茂串町の下流につきまして、洪水時に吉見川堤防の中間の高さからポンプを設置しておる箇所へ水が、山側からの排水が流入しておりまして、それとか

なりの量が入っております。これにつきましても、私有地とか鉄道用地との協議もござい  
ますが、そういうもんが行われますと、別ルートで直接四万十川に流す方策等検討してま  
いりたいと考えております。

(5番山岡義正君「もう時間になるな」と呼ぶ)

○議長(味元和義君) 5番山岡義正君。

○5番(山岡義正君) やはり町として守るべきものは町民の生命と財産であると思いま  
す。ぜひ、費用はかかるかもわかりませんが、将来に向けていろんな対策を立てていただ  
きたい。そういうふうを考えておりますので、ひとつよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長(味元和義君) 5番山岡義正君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより3時50分まで休憩をします。

午後3時40分 休憩

午後3時50分 再開

○議長(味元和義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番島岡幹夫君の一般質問を許可します。

○4番(島岡幹夫君) 議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

質問の内容は、もう通告書に記載をしてるとおりであります、10年ほど前だと思います。前田町政が誕生して間もなく、私この案をご提案させていただいたことございま  
す。そういうことから、今回は再度の質問というか提案です。

ここに1、2、3と書きました。この前にちょっとだけずっこけた話もせないかんと  
思いますが、車にニュートラルというところあります。議会にも人生にも多少ニュートラル  
と思えるものがないことには、ゆとりがないんじゃないかなという思いがあって、私なり  
のご提案ですけれども。今日、建設の委員長である、私は建設の委員会に所属をしている  
わけですが、竹内委員長が一般質問の中で、鳥取と松山へ行ったというお話をされました。  
実は、私も建設委員会として所属で連れていっていただいたわけですけれども、これ  
ほど議員の中に温度差があるかよといわれる話になると思います。米子市で泊まりました。  
日南町を視察して、米子市で泊まったときに、私はうんと朝が早いもんですから、5  
時ごろにはもう宿を抜け出して、米子の海岸を歩いておりました。そのときに思ったの  
は、平成12年7月に、ここにまだ議員さんおられます。議員の仲間と一緒に鳥取県の隠

岐の島に行きました。隠岐の島に行きまして、それで海士町の役場に行ったら、海士町の議会の事務局長さんが、この離島に何の研修に来られたんですかって言うて、相当いぶかられました。そのときに、少しほらを吹きました。後鳥羽上皇の和歌の勉強に来ました。もう一つは、4つの島で放牧、島の中に、山林に放牧をしている肉用牛の放牧事業について教えてください。この2つを言いました。もう町役場挙げて大歓迎してくれました。それで、翌日は、後鳥羽上皇が京都から流されてきて、ここに舟をつけて、ここから上皇は上陸をされました。そして、ここが住まいでした。それで、ここ上皇の19年間の生活の跡で、その祭られているところは隠岐神社ですという、詳しく史実を教えてくださいました。あとは、肉用牛のことはもうつけ足りでした。でも、この後鳥羽上皇の100の和歌、それとそれからこの隠岐の島では、隠岐群島では島歌というので、これ毎年全国に募集しています。非常にすごい、選者もすごいですが、ここに取り上げられてる俳句と和歌の中身の濃さというのは、やっぱり一読せないかんと思います。この2つを求めて帰りました。

そういうことで、米子の海岸を歩きながら、あの米子市の海岸で4つか5つか歌の碑に出会いました。これやっぱり後鳥羽上皇の流されたその対岸にある町だなと思って楽しみに歩いてきました。翌日、松山で泊まることになったわけですが、それこそ朝も5時前から松山城の周辺をぐるぐるぐるぐる1時間余り散策をしておりましたら、県庁のもう少し西へ来たところに、こんな句がありました。「別るるや一鳥——一つの鳥です——一鳥鳴いて雲に入る」、この句がありました。詠んだ方は夏目漱石です。夏目漱石がちょうど、その碑の建っているところが昔の旧制松山中学校だったそうですけれども、そこで職を辞して帰るときに歌った句だそうです。正岡子規の生まれたところですから、松山の市内にはたくさんの句碑があります。それをまた観光コースとして、句碑をめぐるコースがちゃんと設定されております。時間があればもう一回、松山を一日かけて遊んでみたいなと、そういうところです。ただしかし、「別るるや一鳥鳴いて雲に入る」という句で、何かこの句はどっかで出会った句だと思ったんです。それが夜須です。夜須の長谷寺に、川田先生、十雨先生の句に、「送り出て老師は門に鳥雲に」というのがあります。これはちょっと通じるものがあると思うんですけれども、旅のお遍路さんを送り出たと、送り出たら、そしたら鳥は雲に、老師はそのお寺の山門に出ていったということですが、これやっぱり松尾芭蕉のあれですか、「行く春や鳥啼き魚の目は泪」、やっぱりそういう流れがあるんじゃないのかと思って、町内をいろいろ歩いてきました、多少好きですの

で。皆さんがいつも行かれる興津の海水浴場のあの木造の展望台の手前の小道を入るところに、「拾い得て嬉しや蛤桜貝」という句があります。それで、あの後ろ側、挟んで向かい側に興津の八幡宮がありますが、八幡宮の鳥居をくぐって左側へ入ったところに、「松風の落ち葉か水の音涼し」、これは芭蕉の句です。明治の終わりから大正の年間にかけて、興津は非常に俳句の同人が多かったそうですが、そのお弟子さんたちが、そこにそういう句を残しています。ところが、高校時代からよく登りました茂串山、この上には茂串城というお城の跡があるわけですが、そこに浅いけど1年中水の枯れないという井戸があります。古井戸です。カワズが飛び込むじゃないがです。そこの横に、ちょっと大きい牛を寝かせたような石があります。その石の面に、余り上手な字じゃありませんけれども、「夏草や兵どもが夢の跡」という奥州平泉の、いわゆる鎌倉幕府によって滅ぼされた藤原家のそこを奥の細道でたどった松尾芭蕉が、その城を守って亡くなった兵士のために歌った句がこの上に刻まれてる。修行僧が彫ったそうです。そういう句があります。そういうこと言われると、岩本寺に、芭蕉の1番弟子だったと言える阿部禎珍の碑がありますし、旅の途中で亡くなった禎珍は、呼坂、トンネル口のところに禎珍のお墓があります。そういうことで見ると、結構これ史実があるなと思って、それで多分収録されてると思って窪川町史をあけました。そこには、この役場ですよ、20年前までお勤めだったOBの方のご夫婦、奥さんと二人の句が、松葉川温泉のちょっと手前の日野地という集落から向こうの桑ノ又に渡るところに小さい橋があるわけです。その橋のたもとに、ご夫婦の碑があります。これだけが窪川町史に取り上げられています。谷川のせせらぎの音と一緒に、ぜひ通りかかったら、この句を詠んでやってください。非常に、OBの句ですからね。そういうところで、私は今回こういうことを取り上げたわけですけども。

実は、八千数に句碑があるよということで、八千数の交差点から南に八千数集落のほうへ入って行って、200メートルぐらい入ったところの左側に、あそこの道路が開通された開通の記念碑というのがあって、紀元2600年、だから大分古いもんですが、という記念碑が建っていますが、その碑のもとに、せいぜい高さが1尺ぐらい、これ半分以上土の中へ埋まっています。そのときは多分小さい小道だったと思うんですが、小道のほとりに碑を建ててたのが、その後の道路改良で埋め土埋め土をしたもんですから、碑面がもう読めないように。ただ、「かえり」まで読めます。平仮名の「かえり」まで読めますけど、それから下の句が読めません。そういう句碑があります。だから、近くのお年寄りのところ行って、あの句何とか言ったら、おれらそんなものあることも知らなかったというて言

われましたけれども、そういうことでね。私はこういうことずっと歩いてみて、大正地区と十和地区の碑のあることがわかりません。十和温泉に安岡宏高さんのすばらしい碑があることは知っています、それ何度も見に行きましたから。でもね、そういうの知りませんけれども、だからぜひ大正も十和もぐるぐる時間をかけて歩いてみたいなと思いますが、町内にどれくらいの碑があるかお調べいただいたら、通告してありましたので、お調べいただいていたらお知らせいただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） お答えする前に、非常に勉強させていただきまして、貴重なお話をありがとうございました。

ご質問の歌碑や句碑がどれくらいあるのかということでございますけども、公が建立したもの、また団体、そして地域、民間の個人の方が建立したものと、さまざまなものがあると思ひまして、すべてを把握はいたしておりません。ただ、今問者からありましたように、合併前につくられました3町の町・村史なんですけども、こちらのほうで調べまして、一応12個、12カ所が四万十町で建立されておるといふふうになっておるところでございます。

以上です。

（4番島岡幹夫君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（味元和義君） 4番島岡幹夫君。

○4番（島岡幹夫君） 失礼しました。碑によっては文字が読みづらい、文字がいろんなもので埋まってしまったりして読みづらいのがありますが、そういうもの、保存の状況だとか、あるいは地元の皆さん方がどういう形でその管理をしていただいているか、そういうことも、あるいはまた行政が、いわゆるこれもやっぱり時代時代の文化だとか、あるいは世相を映した一つの大きな僕は文化のバロメーターだと思っていますから、そういう保存事業がどこまでやられてるか、その辺はどうですか。

○議長（味元和義君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） ただいま問者おっしゃいますとおり、短歌とか俳句とかというもんは社会情勢を非常に、またそれから心情を非常に映し出すものでございます。文化的にも後世に伝えていく、そのころの社会情勢、その心情を後世へ伝えていく非常に貴重なものであるというふうに思うわけなんですけども、お問いの保存なんですけど、一応町として積極的に保存をしゅうという形にはなっていないのが現状でございますけれど

も、建てましたその施設の管理者ですね、その方々にお願いしている部分と地域の方々にお願いしている部分と両方で保存管理をしておるのが現状でございます。

以上です。

○議長（味元和義君） 4 番島岡幹夫君。

○4 番（島岡幹夫君） 俳句あるいは短歌にしても、俳句の場合は五・七・五ですから 17 文字、短歌は七・七がきますから 31 文字、わずかこれくらいの小さいというか、そういう文章の中に宇宙を映し出すんですね。そう思うんです。そこに一つの世界をつくり出していくと思うんですが、この四万十町の農山漁村で働いて、仕事にいそまれて、そしてその人たちが生活の中でふっと、四季の移ろいを見るだけでなしに、ふっと感じられるわびだとかさびだというものを発句されてると思うんです。ところが、高知から西、この四万十町は 400 人を超える俳句だとか短歌の作者がいるというので、ここすごい人口がおられるわけです。それで、この間もちょっと、この方と確認をちゃんとしてませんので、お名前までは言いませんけれども、8 月に行われた高知県の俳句のコンクールで最高賞をとられた方が窪川の地区内におられます。こういう方いるんですよ。この方もまた役場の OB です。そういうことでね、こういう人たちの句碑というのをどこかに残してあげたいなという願いがあって、こういう提案をさせていただいてるわけです。

ご答弁がありましたように、ただ単なる文芸じゃないと、これはやっぱりその世代を映してるんだという、一つの文化だというとらえ方で、ぜひ行政としても後押しをしていただきたいと思うわけです。そういうことで、1、2、3 と書きましたけど、一つの話をするわけですから、もう引き続いてやらせていただきますが、町内のこういう、窪川には 4 つか 5 つありますが、大正、十和合わせて 12 も碑があるということですが、この碑を写真に撮って、できればパンフレットのようなものにまとめて、あるいは小冊子のようなものにぜひまとめていただきたいと思うんです。これはやっぱり文化的な遺産としての価値が私はあると思いますが、それはどうでしょうか。

○議長（味元和義君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） 問者おっしゃいますとおり、非常に貴重なものであるということは、先ほどご答弁もさせていただきました。現在、町史等には記載がされておりますけれども、パンフレット、小冊子等はつくっていないというのが現状でございます。

先ほど問者おっしゃいましたように、交流人口の拡大についても非常に効果をあらわすものじゃないかなというふうには思っております。ただ、八千数の句碑のことも言われま

したけども、わからないところも非常に多うございます。建立されております位置とか、それからその内容等について、文化保存審議会のほうのご意見もいただきながら、前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（味元和義君） 4番島岡幹夫君。

○4番（島岡幹夫君） それでは、もうこれ、大体頭が余り整理のできる男じゃありませんので、もう1、2、3まとめたような話になりますけれども、問題は句碑の里をどうやってつくるかということですが、ずっと県の東側、高知市寄り、東のほうが非常に熱心です。行政も熱心です。私が歩いてみても、安芸にしても奈半利にしても田野町にしても、それで芸西にしても、いっぱい碑がありますよね、その中で一番碑の多いのが、現代の作者の碑です。皆さんまだ存命されてる人たちの碑が一番多いのが、奈半利の池里という開拓地があります。その池里には三十数基の碑があります。これ本当にすばらしい碑もあります。私もそこに、林怒舟さんというお師匠がおりまして、私10年ほど通ったことがありますんですけども、その先生の門下生がみんな碑を残しています。これやっぱりね、自然石に彫った碑ですけども、非常に価値があります。その先生が、2つだけ先生の碑がありますが、奈半利のちり焼き場のところから道路が上がっていくわけですが、ちり焼き場のすぐ上がったところ、ちょっと入ったところに、「畑打てば胸の膨らむことばかり」という句ですけども、これは昭和40年のころの開拓で、まだ土地をどんどんどん開墾をして、規模拡大ができてた時代の碑ですけども、そういう碑があつて、そして山の上に登ると、その三十数基の句碑の中に、先生の句として「露座仏に」、路傍のお地藏さんです。「露座仏に三寒四温こもごもに」という、3月の、3日寒かったら4日温い日が来るよっという路傍のお地藏さんに呼びかけた句があります。そういう句をぜひ私は、四万十のあの緑林公園のどっか一隅に、あるいは向こうの芝生の中でもいいと思うんですけども、句碑として集めたいなという、現代の人たちの作品を集めればおもしろいなと思うんですが、例えばオイコニアで、ずっともう七、八年入院生活を繰り返されて、多分出てくることのできないだろうという武井恭子さんですか、「ヤスコ」さんですか、あの見付の坂のおり着きの方ですが、その方の、「穫り入れの終わりし里の鰯雲」、これ名句だと思うんですよ。こういう、今存命してるから残してやりたいなという、そういう碑があるわけですね、そういう碑。例えば、ここは山地酪農発祥の地で、全国にここから山地酪農、放牧が始まっていったところですけども、ここですよ、10月の末になると露霜がおります。放牧の牛が背中にいっぱい露霜を背負っています。「牛の背に霜を置いて

る寒の入り」、これすごい生活句ではいい句だと思うんですが、そういう句を残してやれば、ここが全国に先駆けた山地酪農の発祥地だったという記録にもなろうと思うんですね。そういうものをぜひ残してあげたいなと思って、このことを申し上げてるんです。

前に、10年になるわけですから、島岡よと、おまえ妙に句碑の里をつくりたいという提案をしちよったけど、あれから音さたないが、できるがかい、できんがかいと、やってもらえるとうれしいがねという作者の方が何人かおられます。それで、農協には農協句会がある、また改善センターでは改善センターの句会をやられてる、また町広報にもちゃんと句碑が出てきます。そういう幾つもの碑がありますね。それで、大正に行けば大正のまた文化交流としての俳句の会があるとか短歌の会があるとか、こういうものをやっぱり育てていくのも行政の仕事、これ余りお金が要りません。だから、ぜひやってほしい。ただ、これから後、少し厚かましい注文がありますけれども、まずこのことについては町長に、ご提案しておりますので、町長、句碑の里実現できませんかどうか、これだけはお答えいただきたいんですが。

○議長（味元和義君） 町長前田哲生君。

○町長（前田哲生君） お答えを申し上げたいと思いますが、私もそういうあれを整備をすることは大いに結構だというふうに思っております、前にもそういう趣旨のご答弁をさせていただいたかと思えます。ただ、その進め方ですけども、例えばの話ですが、前田哲生なる者が後世に名を残したいということで、下手な俳句をつくって、仮に町へ申し出をすると、そんながまで一々全部やらんといかんかやということも、そういう残したいがための野心とかさまざまあるだろうと思えます。だから、それをどういう形で推進、実施をしていくのか、やっぱりその母体をつくっていただかないと、実施はなかなかできんんじゃないかと。例えば、文化保護審議会であるとか、あるいは文化協会なり、あるいは町内にはしかるべき句会等の組織もあろうと思えますから、いずれにしろどういう形でそういう選定をしてやっていくのか、そこから始めていただかないと話の前へ進まない。そういう推進母体というものができれば、町としてはできる限りの助成はやっていきたいというふうに思います。

○議長（味元和義君） 4番島岡幹夫君。

○4番（島岡幹夫君） ちょっと先走り過ぎて説明が足りませんでした。こういうことです。例えば、林先生のところでは二月に1回句会を開く。そのときの最高点をとられた句で、これはもう全部の互選です、会の皆さんが全部集まられた。それで最高点をとられた

その句を推薦をされる。それで、これ見るとですよ、田野町の二十三烈士の公園ていうのありますよね、あの二十三烈士の公園には23人の人の合同碑がありますけれども、これも全部皆さんで互選をして、この碑とこの碑とこの碑は刻もうねと、名前を残そうねというのを、ちゃんと皆さんで全部が協議をした後で選ばれた句だそうです。それは夜須の琴ヶ浜、いわゆるヤ・シイパークのもうちょっと、そこにある分も同じようにやっぱりね、みんなで選んで、その中からこういう句をできたら記念に残したいと言うから、やっぱりそれはそのときそのときの、作者の皆さん方、皆全部が集まったそういう句会なんかの一番の最高位をとられた方の碑ですよ。ただし、まだそれでも、いや私は碑を残しませんという方あります。それは当然です、経費がかかりますんで。私が計算をしても、あの自然石、1メートル前後の自然石に碑文を書いて彫ると10万円要ります。それで、行政がもしお手伝いしていただけるだったら、俳句の壇をつくっていただくことと、せめて一抱えぐらいの石、自然石を3つぐらい下に置いて、ちょっとコンクリートなすっという、それへぽんと上に建ててもらおう。その下の基礎の部分だけ行政がお手伝いいただけませんかということですが、それでも多少経費がかかりますよね。でも、町長、選ばれ方というのはそういう形で選んでるようです。そういうことですから、それぞれの今読み上げてきた町村、行政も、ある程度そこに応援をしてるわけです。卑近な例を言いますと、よく議員研修とかソフトボールの大会でお伺いをしました佐川町、佐川町に文化ホールというのがあります。文化会館、ちょっと山の上へ上がったところにある。あの文化会館と下のグラウンドとの間にちょっとした斜面がありますが、ちょっと木々の植え込みがあります。そこに、「石一つ銀河より来て座る」という、あそこはナウマン象の史実と、それから大きな隕石が落ちてきたということでの、佐川は隕石の歴史があるんですが、そういう句がそこにあって、その斜面の部分句碑の森といって、佐川町の町は指定をしています。そういうことで整備をされております。だから、行政もね、いろんなところで、東のほうは熱心だと言いましたが、佐川にもそういうのあるんです。だから、窪川にぜひ、四万十公園の中にそういうものをつくったら、窪川すごいねやと言うてもらえると思うんで、ぜひお手伝いをお願いしたいと思うんです。そういうことで、この句碑の里の建立、いわゆる碑を建てるということについて、これはやっぱり教育委員会が担当ですか。その辺をちょっと、具体的な話も。ほで、また句碑をするやったら、1基に二、三万円ずつの経費が必要になりますが、その辺も実現できるかどうか。

もう一つあります。これは教育委員長にどうしても申し上げとかないかんです。大変な

書家です。県展にも台地展にも、いつも特選をとられような書を書かれている書家です。この書家には、碑面に彫る書は無料で書いてもらいたい。これは、いや、私の先生の森瑞泉先生もそうですが、役場のOBだった岡本さんもそうですし、それからその図書館の館長の熊谷君も同級生です。書家はいっぱいいます。書家のところは、僕が無料で書いてもらう。そして、必要なら石の裏側にだれだれ書だけ刻んでもらうことだけは約束をしますが、そういうことで、教育委員長、どうでしょう。その辺を含めてもしお許しがいただければ。

○議長（味元和義君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本弘光君） 本当にすばらしいご提言でございまして、ありがとうございます。

先ほど町長のほうからも申されましたように、まず教育委員会としては、そういう団体といいますか、組織づくりのほうから始めさせていただいて、いろいろな文化協会も含め、それから文化財保存審議会もございますので、それから句会の方々、お話をさせていただいて、どういう形にしていくのか、まだどのぐらいの町が携わったらいいかということもご検討させていただいて、それからまたご返事を申し上げたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 宮崎教育委員長。

○教育委員長（宮崎 勲君） 私の趣味の関係のご質問がございましたけれども、教育委員長という立場で答弁をさせていただきたいというふうに、若干個人的なことも入りますけれどもというふうに思います。

大変すばらしい構想であるというふうに思いますし、旧窪川町時代にお話を伺った記憶もございます。句碑の里づくりのための俳句、短歌等の揮毫ということでございますけれども、やはり長期の鑑賞にたえるものでなければいけないと思いますし、また文化的な価値のある揮毫をしなければならないということもあろうと思います。そういった面では、町長もちらっと触れましたように、現在四万十町には文化協会がございます。その中に書道の部がございまして、毎年これは文化協会全体で取り組んでおりますけれども、高南台地総合美術展等の文化活動を行っていますが、書道の部の中には、高知県展の入選常連の書家もおいでます。先ほど島岡議員さんは、私が県展も台地展も特選が数回というお話がありましたが、残念ながら力不足で、県展のほうは1回入選した限りでございます。訂正をさせていただいておきたいと思いますが。そういったすぐれた書家も四万十町にはたく

さんおります。そういうことで、句碑の里づくりというのが実現の運びとなりました、やはり文化協会の書道の部のほうにそういった揮毫を求めるということが一番適當ではないかなというふうに思います。私はもちろん会員ですし、また窪川支部のほうの現在書道の部のお世話もさせていただいておりますし、そういった立場でまた協力もさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 4 番島岡幹夫君。

○4 番（島岡幹夫君） どうもありがとうございます。もう島岡言い出したら聞かんき、まあ適当に答弁もしちゃらにやいかんというのがじゃないように思いましたんで、ぜひこれ実現を、もう意を強くしました。それで、俳句をつくられてる方に対しても、おばちゃんそのうちにできるきねっという話ができるかなと思って、報告ができるかなと思います。

ぜひこういう形で、四万十会館のあの前の広場のどっかにこういうものが集められて、それぞれいろんな審査もあると思いますし、手続も要ると思いますけれども、集められて、この四万十町の文化、例えばこの間、同僚の議員、十和の議員ですけれども、奥さんの俳句が紙面に出てました。うれしくなってすぐ電話しました、奥さんすごいねって。奥さんにそしたら碑建てませんかって言ったら、私はとんでもないって言われましたけども、この議場の中にそのご主人がおられるんですよ。そういうことでね、一つずつそういう形で足を運んで、皆さん方にまた楽しい思いを広げていきたいと思いますので。どうもありがとうございました。

○議長（味元和義君） 4 番島岡幹夫君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は延会します。

午後4時23分 延会